令和元年第3回 飯塚市議会会議録第6号

令和元年7月4日(木曜日) 午前10時00分開議

○議事日程

日程第15日 7月4日(木曜日)

第1 常任委員会委員長報告

- 1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例
- (4) 議案第90号 いいづかスポーツ・リゾート条例
- (5) 議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 福祉文教委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例
- (4) 議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例
- (5) 議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 3 協働環境委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部 を改正する条例
- (2) 議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例
- 4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第93号 市道路線の廃止
- (5) 議案第94号 市道路線の認定
- (6) 議案第95号 専決処分の承認(令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正 予算(第1号))
- 第2 常任委員会の閉会中の継続審査事件
- 第3 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置に関する決議

- 2 議員提出議案第3号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 3 議員提出議案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出
- 4 議員提出議案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出

第5 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第12号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに 伴う和解)
- 2 報告第13号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに 伴う和解)
- 3 報告第14号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこ れに伴う和解)
- 4 報告第15号 専決処分の報告(人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 5 報告第16号 継続費繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市一般会計)
- 6 報告第17号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市一般会計)
- 7 報告第18号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計)
- 8 報告第19号 事故繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市一般会計)
- 9 報告第20号 平成30年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 10 報告第21号 平成30年度飯塚市土地開発公社の決算
- 11 報告第22号 令和元年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
- 12 報告第23号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
- 13 報告第24号 令和元年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
- 14 報告第25号 平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算
- 15 報告第26号 令和元年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算
- 16 報告第27号 平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算
- 17 報告第28号 令和元年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算

第6 署名議員の指名

第7 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(上野伸五)

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第78号」から「議案第95号」までの18件、「議案第97号」及び「議案第98号」、以上20件を一括議題といたします。<u>総務委員長の報告</u>を求めます。23番 瀬戸 光議員。

○23番(瀬戸 光)

総務委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、消防費、非常備消防費について、災害用として消防団のチェーンソーを購入することとしているが、使用においては危険が伴うため、消防団員の研修が必要ではないかということについては、福岡県消防学校で一般的な講習を受けていただき、その後も随時訓練を行っていきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」 については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました10%に増税するという国の方針とは別に、飯塚市は消費税相当額を転嫁する前の使用料、手数料の額自体を引き下げることによって、10%に引き上げたとしても、市民の負担をふやさないという考え方ができないのかということについては、光熱水費などの施設管理運営経費には、当然、増税分が転嫁されることから、その超過分の歳出を税で補うこととなり、当該施設を利用しない市民にも負担をお願いすることになる。消費税は、元来、その消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることに鑑みれば、利用者等、直接の受益者の負担というのが、公平性の確保にもつながることから、国の方針どおり、円滑かつ適正に転嫁するのが適切な選択であると考えているという答弁であります。

次に、憲法で保障された、「表現の自由、結社の自由」などのさまざまな基本的人権を享受し、また地方自治を発展させるという点から言っても公共施設の果たす役割は大きく、そこに消費税相当額を転嫁するということが、基本的人権を尊重するということと両立するのかということについては、国の政策である消費税率の引き上げは全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資することを目的としていることから、当然に憲法遵守という範囲内で、しかも地方自治にも寄与する部分を包含するものと理解している。消費増税分の適正な転嫁については避けられないものであり、本市の整備方針に基づき算定しているため、提案内容は適切であると考えているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、公共施設における消費税率改正に伴う表示の変更や印刷に係る経費は把握しているのか。また、その費用負担を国に求めることはできるのかということについては、当該経費については全額、市の負担となるが、費用の総額は把握していないという答弁であります。

この答弁を受け、費用については把握しておくべきであるとの指摘がなされました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案 どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 いいづかスポーツ・リゾート条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、施設利用料や宿泊料などの収入は指定管理者が収受するものとしているが、市の歳入となるものはないのかということについては、プロポーザル審査の際に、候補者から、今後の管理等の費用を踏まえ、年間500万円を市に納めていくという提案を受けており、指定管理者の指定に向けた正式な審査において、確認していきたいという答弁であります。

次に、指定管理期間を20年間とする中で、不慮の事故で管理ができないと指定管理者から申し出があった場合、指定管理者を変更できるのかということについては、指定管理者の指定は議決を要するため、新たな管理者を指定するか、条例を改正し直営に戻すか検討することになるという答弁であります。

この答弁を受け、あらゆることを想定して、しっかりとした協定書をつくるべきであるとの要望が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件につ

いては、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書及び追加議案書、並びに補足資料 として提出された「新地方卸売市場整備費比較」等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。 その質疑応答の主なものとして、新卸売市場の基本設計において建設費が増大したのはなぜか ということについては、基本構想策定時に、専門的な視点での市場の用途に応じた必要部材の考 慮等が不足していたことが主な要因であるという答弁であります。

次に、これまで市場関係者と約30回の協議を重ねているが、いまだ施設使用料を提示できないのはなぜかということについては、事業費の増加に伴い、施設使用料が増加することの説明は行ってきたが、卸売会社、買受人、関連店舗等はそれぞれ利用形態や借用面積がさまざまであり、今後協議を重ねていくということで了承していただいているという答弁であります。

次に、基本構想において、事業方式は直営の設計施工分離発注方式とすることが示されていたにもかかわらず、DBプロポーザル方式に変更したのはなぜかということについては、福岡県強い農業づくり交付金として、概算で9億4千万円の交付を見込み、今年度は3億5千万円の内示を受けているが、この交付金の活用には、本年度中の契約が必須条件となっていること、またプロポーザルにおいて、バリューエンジニアリングを提案項目の1つとして設定することを考えており、物流倉庫という特殊な施設であるため、新たな工法、部材といった提案を広く受けることによって、事業費圧縮が図られることから変更したものであるという答弁であります。

次に、新卸売市場施設整備費や施設使用料収入を十分踏まえた上で、地方卸売市場事業として 事業計画を作成しているのかということについては、市場関係者と使用料について早急に協議し、 事業計画をまとめた上で、できるだけ早く議会に報告したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、現段階では審議に値しないと判断しており、本案2件に反対するという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、本案2件については、いずれも賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(上野伸五)

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

審査の過程において、資金計画並びに収支に関するものを含む事業計画は示された上で審議をなされたんでしょうか、どうですか。

- ○議長(上野伸五)
 - 23番 瀬戸 光議員。
- ○23番(瀬戸 光)示されておりません。
- ○議長(上野伸五)
 - 12番 江口 徹議員。
- ○12番(江口 徹)

デザインビルド方式を採用したいということなんですが、その理由として、本年度中に工事契約を締結することが交付の条件の必須だと。従来の方式では、本年度中に工事契約の締結ができないとあります。交付金を活用するため、本年度中に工事契約を締結したいと。そのことを理由として、デザインビルドでやりたいというお話なんですが、他方で実施設計は11月末までの予定でありました。それを考えると、間に合うのではないかと思われます。その点に関してどのような審議がありましたでしょうか。

- ○議長(上野伸五)
 - 23番 瀬戸 光議員。
- ○23番(瀬戸 光) されておりません。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

デザインビルド方式でやるという方向になりますと、受注者が例えば設計事務所プラス建築会社というケースもあるかと思いますし、はたまた建築会社が一体で受けるということもあるかと思うんです。その受注者がどのようになるのかといったような議論はあったのかどうか、またあわせて、発注先が市内業者に限定されるのか、それとも市外業者の大手ゼネコンとかになるのか、そういった議論はありましたでしょうか。

○議長(上野伸五)

23番 瀬戸 光議員。

- ○23番(瀬戸 光)されておりません。
- ○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告にありました「議案第78号」、「議案第80号」、「議案第81号」、「議案第90号」及び追加議案の「議案第97号」、「議案第98号」に反対し、討論を行います。

まず、飯塚市一般会計補正予算(第1号)についてです。プレミアム付商品券発行事業費8億4千万円は、消費税の10%への増税が、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起し、下支えするためのもの、また、子ども子育て支援システム改造委託料1232万円は、幼児教育無償化に対応するためのものとの説明であります。この財源について、政府は消費税増税分を財源とするとの立場であります。しかしながら、もともと低所得者や子育て世帯の応援や幼児教育の適正な無償化が消費税の増税の打撃の緩和などではなく、もともと暮らしの応援という立場から進めてしかるべきものであります。しかし、財源については、消費税増税によらない別のやり方、つまり、大企業の法人税を中小企業並みに引き上げる。富裕層に対する優遇税制をやめ、改める。日米間の条約等に基づかない在日アメリカ軍に対する巨額の思いやり予算をやめる。こうした財源確保措置によって行うべきであります。

非常用自家発電設備をグループホーム施設に設置するのを応援するための地域介護・福祉空間整備等補助金1561万円は必要ですが、関係施設における整備状況及び停電時に命にかかわりかねない状態の入所者の状況について、この際、正確に把握しておくべきことを指摘しておきます。

私立保育所整備事業費 2 億 7 3 6 4 万円余りは、桜ヶ丘幼稚園が幼稚園定員を 3 6 名減らす一方で、新たに定員 6 6 名の保育園をつくるのを応援するもので必要ですが、 2 年後からのオープンであります。現在の入所待機児童を解消するためには、どうしても公立保育所を緊急に設置する必要があります。このことは、今後増大することが予測される入所希望に対応するためにも、ぜひとも必要な課題であります。

大日寺・吉原町線道路改良事業費1560万円は、鎮西小中一貫校に通う子どもたちの通学路である歩道を広げるなど、安全確保のために必要なものであります。しかしながら、本来昨年の開校前に行うべき工事だったのに、今回事業は320メートルのところ、今年度はわずかに学校に近い40メートルだけで、市は国の補助金が通ったときに工事をするという立場で、いつ全体が完了するかわからず、子どもたちはその間、狭くて危険な歩道を通らなくてはならないわけです。教育委員会は議案質疑の段階で、ここを通る子どもの人数を正しく把握していませんでした。

市長は卸売市場の建設では、計画が膨らんでお金が足りなくなったからといって、15億円もの 税金をポンと追加で出そうというわけですが、危険な歩道の改修は市独自財源を使ってでも一気 に終わらせなければ、子どもたちの安全に対する責任は果たせません。市長の姿勢が厳しく問わ れるのであります。

体育館等建設事業費1億5千万円の増額補正は、造成工事のためのものであります。しかしながら、体育館検討委員会に市長の意向が新体育館建設にあることを示すことによって、現体育館の大規模改修という選択肢を排除し、公共施設等適正管理推進事業債の適用によって床面積の2割削減を利用者に押しつけ、柔道場に至っては、床面積としてはゼロにし、さらに、現体育館の廃止によって避難所を失う地元住民にまともに説明をせず、新築移転先の鯰田の市民公園区域はもともと特別用途地区建築条例により制限がかかり、本来、この新体育館は建てることができない上に、大地震や水害など大規模災害が発生したときには、JRの鯰田駅、浦田駅間にある狭いガードが維持されるかわからないままで救援物資を運ぶ車両が通れなくなる可能性がある上に、税金の投入も46億円で済む保障がないことは、卸売市場の建設費の増嵩の経過を見ても想像にかたくありません。このように深刻な問題によって幾重にも取り巻かれているのが、この新体育館の建設問題であります。今からでも立ちどまって、現体育館の大規模改修という選択肢をまともに検討すべきであり、造成工事のための増額補正は、認めることはできません。

次に、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例は、消費税の10%への増税分を、市の公共施設の22の条例にかかわる使用料や利用料に転嫁するものであります。表現の自由や結社の自由、住民福祉と住民サービスのために活躍すべき公共施設の使用料、利用料の市民負担増は安易にふやすべきではありません。

次に、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。日本工業規格を日本産業規格に変える法改正に伴うものとの説明であります。しかしながら、この法改正は工業製品に限定したJISの対象に、サービス産業を追加するもので、JISの信頼性を損ない、JISを事業に役立ててきた約8割の中小企業に悪影響を及ぼしかねないものであります。今回条例改正は、コピー用紙や点字ブロックの規格の表現が変わるものとの説明ですが、これを認めることができません。

次に、いいづかスポーツ・リゾート条例は、庄内温泉筑豊ハイツの再整備に伴い、新たな施設の名称、位置、利用料金等を規定するものであります。しかしながら、筑豊緑地公園を背景に大浴場の温泉施設があり、食事も楽しめる勤労者市民が比較的安価に利用できる施設を廃止することは同意できません。また、来年のパラリンピックまで時間がないなどといって、DBOと呼ぶ新しい手法をあえて導入し、12億円もの工事を九特興業株式会社に随意契約で発注したことは、今後新たな利権の構図を生み出すことにもなりかねないのであります。

最後に、地方卸売市場整備に関する2つの議案についてであります。これは施設整備に15億 1560万円を増額補正し、従来方式を変更し、公募型プロポーザル方式を導入するものであります。日本共産党は、庄内工業団地グラウンドについては、交通利便の検討の不備、地盤調査の不十分により立地が不適切であること、また、魚市場の撤退の経過も不透明であると指摘してまいりました。基本構想の段階で27億4千万円としていた総事業費は約14億2千万円増の、約41億7千万円となりますが、その要因は市の説明によれば、30回に及ぶ関係者との協議で出された要求を市が委託した設計事務所、東畑建築事務所が盛り込んだこと、また、この事務所による工事の積算が不足していたとのことであります。関係者との協議は公表されただけでも30回というのに施設使用料が関連議案上程までに合意のイメージさえできていないというのは、余りにひどい見切り発車と言わなければなりません。

さて、この背景についてであります。この背景にはまず強い農業づくり交付金という国の財政 支援の獲得によって、事業費を増大させたいとの衝動があり、今後さらなる税金の無駄遣いを誘 発しかねません。さらに、その交付金は、今年度中に形にしなければもらえない。もう時間がな いとして、業者選考を本来の大原則である分離分割発注による競争入札をやめ、公募型プロポーザルによる事業者の選定の手法を導入する方向へ大きく変更するというわけであります。筑豊ハイツの再整備の手法と共通するところがあることを指摘せざるを得ません。この方式は必ずしも透明性が保障されているわけではなく、これまでも不透明感がつきまとってきたものであります。重大な問題を含み不透明性に包まれた巨額の事業費の増大、業者選定方法の変更を追加議案で提出するやり方は、まさに議会を軽視したもの、透明性ある市政運営の根幹にもかかわるものと厳しく指摘するものであります。既に担当の都市施設整備推進室の山本雅之室長は、これまで報告してきた金額と大きく乖離したことをおわびしますと謝罪しており、この深刻な事態に立ち至った今、片峯市長は決めたからには後戻りはできないなどと考えず、今回関連議案は撤回して、再検討して当然であります。以上で私の討論を終わります。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

「議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議 案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論 をいたします。

まず当初に厳しく指摘しなければならないのは、27日の本会議における質疑とそれに係る資料要求に対し、市側が再三資料がないと答弁した点であります。これだけの巨額の予算にもかかわらず、資料がないということはあり得ません。資料がない中で予算要求が認められるはずもありません。議会に対する説明責任を考えると、その点だけでも否決に値すると考えます。

次に、総務委員会での質疑についてであります。設計と施工を一体化するDB方式をとるため に、市側は本年度中に工事契約を締結することが交付条件の必須となりますと。従来の方式では、 本年度中に工事契約の締結ができないため、交付金を活用することができない状況となりますと 述べていますが、他方で実施設計は11月末までとも述べており、それから3カ月もあれば入札、 仮契約、議案提出、議決ができるんではないかと私は判断いたします。また、この点については 先ほど確かめたように、総務委員会での質疑もあっておりません。本来、分離分割発注であれば、 数者の市内業者が受注できることとなると思いますが、このデザインビルド方式を採用すると、 市外の大手ゼネコン1者に発注となることもあり得ます。そのような危惧もあるのに、発注先に 関しての議論についてもなされておりません。40億円を超える事業、それも当初の建築費 23億1193万円が37億6016万6千円と、14億4823万6千円、6割強もの増額。 面積も、1万4314平方メートルが1万8410平方メートルとなり、約3割の増となってお ります。これだけの変更にもかかわらず、総務委員会において、この点を含めた資金計画並びに 事業計画は示されておりません。改選前に設置されていた経済・体育施設に関する調査特別委員 会では、使用料、賃料、事業者にとっては非常に大きな部分になります。この点について再三指 摘をし、その点に関して市側は早期に示したいと。基本設計ができたら提示できるというお話を なされていましたが、現時点においても示されておらず、建物ができても採算がとれない事業者 が入らないということもあり得ます。逆に建物はできたんだけれど、事業者に入っていただくた めに、使用料を抑えざるを得ない。そうするとその分は、市民の負担となってはね返ってまいり ます。そういった点に対する十分な審議がなされていないと考えます。

議会の改革に先進的な取り組みを進めている会津若松市がございます。会津若松市では、IT 企業の誘致のため6億円かけてオフィスビルの建設が進む土地の取得を目指しておりました。市 は最重要施策としておりましたが、議会はそれに関する関連予算を一旦否決をしております。そ の当時のことに関して、ある議長はこのように述べております。「巨費を投じるものだから成功 するのかどうなのか。そういったことを考えたときに、執行部側の答えが非常に窮するというか、 そういう場面がたびたびあったと。納得できないものはとりあえず可決をしない。」と述べてお られます。事業計画のない融資申し込みは断る。金融業界では当たり前であります。私どもも市 民の皆様方から預かる税金を、使い道を決定する議会として、事実ベースで議論を積み上げるべ きと指摘し、本議案に対する反対討論といたします。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。14番 守光博正議員。

○14番(守光博正)

「議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議 案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について賛成の立場か ら討論をさせていただきます。

当初の基本構想では総事業費約27億円を予定した事業でありましたが、昨年の9月に設計業 者が決まり、これまで協議をし、検討した結果、6月議会に提出された追加議案では、大幅な増 額、約1.6倍にもなる総事業費41億円となり、当初の予定よりも約15億円もの増額になり ました。執行部説明のその増額の主な要因は3つ。1つ目は、単価の差額ですが、基本構想時で は約16万円を予定していたのが、基本設計後では約20万円となり、約6億円の増加となった とのことですが、これにつきましては基本構想時の考えが大変に甘かったと言わざるを得ません。 そのことは指摘しておきます。次に、2つ目は面積の増加です。これは市場関係者との約30回 に及ぶ協議をする中で、新築移転後の市場に必要な施設等の要望を聞く中で、約4096平方 メートルの面積の増加も含めて、約6億円の増額になったとのことですが、これも確かに、より 運営しやすい最適な市場を構築するには必要なものばかりで、市場関係者もそれを希望したかも しれませんが、設計業者は本市の考えである総事業費27億円の範囲で、市場関係者との協議に 臨むべきだったと思います。また、本市もそのことを設計業者には強く言ってしかるべきだった と考えます。このことも指摘しておきます。3つ目は、労務単価及び資材単価による約2億円の 増額です。その理由は2020年東京オリンピックに伴う建築資材及び労務単価の高騰によると のことですが、これも2020年東京オリンピックは今決まったことではなく、だいぶ前から決 定しており、その対策は十分可能だったのではないかと考えます。以上の3つの主な要因を見て も、どれも本市の詰めの甘さが露呈した結果だと、正直言わざるを得ない。しかしながら、本事 業は市場関係者にとっても本市にとっても大変に重要な事業であることは認識しております。ま た、ことし中に工事契約をしないと、国から有利な交付金も受けれなくなる可能性があることも 鑑みれば、苦渋の選択ではありますが、この議案に賛成することといたしました。

ただ、これだけは市長及び執行部に強く申し上げておきたいのは、総事業費約41億円という膨大な金額が、今後さらにふえることがないようにしていただきたいし、もしも今後ふえるようなことがあれば、そのときは断固反対させていただきます。

最後に、本事業に係る経費が少しでも縮小されることを、関係者には今後努力していただきたいと強く要望して、「議案第97号」及び「議案第98号」に対する賛成討論といたします。

○議長 (上野伸五)

ほかに討論はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

「議案第97号」、「議案第98号」に対しまして、私は反対をしております。これは総務委員会に付託されたんですけど、要は審議に値しないということで反対しております。

当日、総務委員会でばたばた資料が出てきまして、5分程度の執行部から説明を受けて、さあ 14億円強増額すると、賛成か反対かです。先ほど討論もありましたけど、やはりきっちりと事業計画を立てられて、これだけの投資をしても償還をきっちりとやれると。市民からも負託を受けた議会として、しっかりとこれであったら大丈夫だということが判断できないんですよ。資料がないんですよ。それで審議してくれ、採決してくれ。これは、私は総務委員会で、議会に対してちょっと余りにも軽視し過ぎてないかというように言っています。現に、金額はさておいて、

これだけの投資に対して、償還期間をしっかりおいて、利息も含めて、間違いなく返していきますと。これは公設公営の事業ですよ、我々の。飯塚市の事業ですよ。毎年予算審議もやって決算もやります。毎年毎年赤字だったらどうするのかという心配があるでしょう。ただし、この期間からはしっかりと黒字になるとか、そういう事業計画書なしに、賛成することはできませんということを述べております。現に、建てたはいいが、先ほど討論もありましたけど、使用料がはっきりしてないんですよ。新市場に移る業者の方が何者おるかも決定しておりません。これでは事業計画自体成り立たないと思うんですよ。最低でも想定した事業計画書を上げて、これだけの交付金をいただいて、これだけの飯塚市の負担を何年で償還できると。市民の皆様に迷惑はかけないというようなことをしっかりと議会に示して、市民の代表である我々がしっかりとこれだったら大丈夫だという判断をして事業を計画してくれと、進めてくれということを要望しております。ですから、その資料がしっかりと出た上で再度提案なさったらどうかということで、審議拒否、イコール反対をしております。

「議案第98号」に対しましても、先ほどもありましたとおり、入札制度を変えようとしていますよね。3年前か、14名の委員の方に、市長は付託して検討委員会をやってもらっております。大学教授、有識者、市場関係の人と。そこで、7回ほどの審議を経て答申が出ているんですよ。失礼な言い方だけど、お金をかけて答申が出たものを市長が受け取って、その答申の中にも、コンサルをプロポーザルでしっかりと選んでくださいと。入札は従来どおりの設計、施工、分離発注でやるべきだという答申を完全に無視して、この議案第98号が出てくることが私には理解できない。その14名の委員の人たちの答申を完全に無視して、彼らは何のために検討したのかというのが一つあります。この検討委員会の人たちの意見も聞いてみたいと思いますよ、議会としては。なおかつ、議会だって特別委員会を設置して、何度も検討してきていったはずでありますし、市場関係者とも30回以上の協議をやってきたということでありますから、もう3年以上にも及んでずっとこれを審議してきたんですね。でここ数ヵ月でポンと、先ほど言いました検討委員会の答申も変更し、入札制度も変えて、さあ審議してくれ、さあ採決してくれ。これは本当に議会をばかにしているのかと言いたくなります。

なおかつ、通常の話になりますけれども、設計、施工が一体でやると、これはなれ合いになります。私もともと建築家だから、やはり設計と施工、施工会社の施工をしっかりと施工監理できる設計会社がいないと、ろくな建物が建ちません。これが仲間うちでやりますとなれ合いです。仕様書をころころ変えたり。実際そういう状況になるということを断言しておきます。ですから、もともと、きっちりと責任を取った分離発注をやりなさいという答申が出てるわけなんですよ。

なおかつ、VE案ということで、コストダウンを図りたいというような理由を述べていますが、全国的にもVE案で結果、2%から3%が減額できる限度でございます。もっと下げるのなら、やはり仕様書、設計変更をしないと下がりません、これは。ですから、在来通り一般競争入札をすれば、上限下限を決めてしっかりとやる。それを私は勧めたいと思っていますし、一括発注の最大の欠点は、主体工事となる建築工事と電気工事、給排水、空調、あらゆる外構、舗装に至るまでの全ての工事を1つの業者でやってしまうということになりますと、基本的に言葉が悪いですけど、ピンはねですよ。それぞれ電気工事は電気で、給排水設備は設備家で、上限下限決めれば、適切な価格も低くは、余力というのは残りますが、その余力は元請が全部ピンはねをするというのがもう市場原理でございまして、それを我々は推進してはいけないと強く思っております。

くどくなりますが、議案第97号、議案第98号は関連ですので、どちらも反対する理由としては、審議するに資料が足りな過ぎるということです。この段階で同僚議員、もういいよ、建てていいよ、これで進めていいよというのは、本当に無責任ですよ。しっかりとその事業計画が出て、我々が市民の代表として、これだったら間違いない、事業会計としてやっていけるという判断をして建てるように執行部のほうに申し入れたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。これに賛成するのは私は無責任ということで、反対討論といたします。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」 の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第90号 いいづかスポーツ・リゾート条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」の 委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番(福永隆一)

福祉文教委員会に付託を受けました、議案5件について審査した結果を報告いたします。

「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書及び議案書に基づき補足説明を受け、審査しました。

その質疑応答の主なものとして、消費増税分を財源とした低所得者の介護保険料の軽減措置は、 今後、恒久的に制度化されるのかということについては、現時点では令和2年度までの軽減措置 ではあるが、その後も継続されるものと認識しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につい

ては、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査しました。

その質疑応答の主なものとして、学校の休業日における部活動指導業務の時間が短縮されるのはなぜかということについては、部活動時間は3時間程度が適切であるとする「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき改正をするものであるという答弁であります。

次に、部活動時間の短縮をどのように進めていくのかということについては、保護者や生徒に、 子どもの健康上の安全に対する理解を求め、教職員の働き方を考慮しながら、弾力的に部活動時間の適正化を図っていくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例」及び「議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関 する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補 足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(上野伸五)

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第79号」、「議案第82号」、「議案第84号」及び「議案第85号」に賛成、「議案第83号」に反対し、その幾つかについて討論を行います。

まず、介護保険特別会計補正予算(第1号)及び介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは公金の投入により、介護保険料を低所得のほうから、第1段階、年額3万5640円を約6千円減額、第2段階、年額5万5440円を約8千円減額、第3段階、年額5万9400円を約2千円減額するものであり、賛成するものであります。これまで公金の投入による介護保険料の引き下げを突っぱねてきた本市が、とにもかくにも公金の投入を行って、介護保険料の引き下げに踏み出したことは重要であります。つまり、今後さらに財源を確保することによって公金を投入し、介護保険料の負担を大幅に軽減することに不適当なことはないということを市が示したと考えるわけであります。総務委員長報告に対する討論の中で述べましたので繰り返しませんが、消費税の増税によらない別の方法で、社会保障のための財源は確保できるのであります。さらなる国の財政支援、市独自の財政出動による介護保険料の負担軽減を強く求めるものであります。

次に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正については、指導員 の資格緩和は認められませんが、資格を取得するための研修の機会をふやすものであり、今回改 正には同意するものであります。

最後に、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正であります。本市に対象施設がないとはいえ、施設基準の緩和及び保育終了後の受け皿の提供に関する基準の緩和は認められないのであります。以上で私の討論を終わります。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に「議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。3番 光根正宣議員。

○3番(光根正宣)

協働環境委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本年10月に予定されている消費増税に伴い、使用料を改定するとのことであるが、消費税相当額を転嫁する前の使用料の額自体を引き下げることによって、市民負担をふやさないということは考えなかったのかということについては、市民負担の公平性の観点から、受益者負担を求めるものであり、国の方針どおり消費税分を転嫁することが適切であると考えている。また実態として、利用者の約80%が減免の対象となっており、今後もこの負担軽減については実施していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、消費増税分を使用料に反映させるべきではないため、 本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案ど おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、施設の改修・新築により、3施設から図書室がなくなるが、 図書室の機能や蔵書はどのようになるのかということについては、改修・新築後は、オープンス ペースを活用し図書コーナーを設けることを計画している。蔵書数についても変更の予定はなく、 現行の図書室の機能と差異はないという答弁であります。

次に、菰田交流センターの改修について、市民の意見をどのように反映したのかということについては、基本的にレイアウトの変更はないが、オープンスペースを広くとっており、交流センターとしての機能をさらに発揮できるような施設改修を予定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、交流センターの改修や新築に地域住民の意見が反映されている一方で、使用料が消費増税を前提とした内容となっているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理者制度を導入することにどのような意義があるのか ということについては、民間事業者の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費削 減効果が見込めると考えているという答弁であります。 次に、指定管理者制度導入によって、どの程度の経費削減が見込めるのかということについては、指定管理者に市が実施している健康事業の一部を行ってもらうことや受付業務等の人件費が縮減されることなどにより、年間700万円程度の削減が見込めるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、健幸プラザについては、指定管理者制度を導入することで必ずしも改善できるものではなく、直営で行うほうが市民に親しまれる施設になると考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(上野伸五)

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

私は、ただいまの協働環境委員長報告でありました「議案第86号」から「議案第88号」までの3件に反対し、討論を行います。

まず、交流センター条例とふれあい交流センター条例の改正は、消費税の10%への増税を使用料に転嫁し、市民の負担をふやすものであり、認められません。

次は健幸プラザ条例の改正についてであります。現在の直営委託を指定管理者制度に変更しようとするものであります。しかしながら、住民サービスの向上、管理運営費の縮減の2つの観点から見て、市直営で努力すれば不都合はなく、また指定管理者制度であれば、必ずうまくいくということでもありません。当分の間、現状で改善の努力をすることが大切であり、条例改正の必要はないのであります。以上で私の討論を終わります。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可 決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に「議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 再開

○議長(上野伸五)

本会議を再開いたします。

経済建設委員長の報告を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番(奥山亮一)

経済建設委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」及び「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」、以上2件につきましては、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」について、執行部から議案 書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、インフルエンザの予防接種料を1回につき4320円から「診療報酬の算定方法により算定した薬剤料、手技料及び初診料等の額を勘案して企業管理者が別に定める額」に改正するものであるが、具体的にはどのようになるのかということについては、飯塚医師会と飯塚市、嘉麻市、桂川町で定める広域予防接種料金とすることを考えている。

また、この料金について、過去の実績では、平成26年度は4200円、27年度及び28年度は4860円、29年度及び30年度は4882円となっており、毎年、料金の見直しがあるため、その年によって異なるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第93号 市道路線の廃止」及び「議案第94号 市道路線の認定」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 専決処分の承認(令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正 予算(第1号))」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、 承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(上野伸五)

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第89号」、「議案第91号」、「議案第92号」及び「議案第95号」に反対し、討論を行います。

まず、卸売市場条例と市立病院条例の改正は、消費税の10%への増税に関連し、市民の負担増となるものがあり、認められません。

次は、特別用途地区建築条例の改正についてです。新体育館の建設予定地である市民公園及び 隣接する区域は、現在、第一種住居専用地域、第一種中高層住居専用地域に指定されており、新 体育館が予定する規模のものは建てられません。良好な住環境を守る必要があって制限をかけて いるのに、それを緩和するということは、良好な住環境に影響があっても仕方がないと、市が考 えているということになります。新体育館建設予定地には、総務委員長報告に対する討論の中で 述べたように、立地不適格があり、この際、良好な住環境に影響を及ぼす制限緩和の条例改正は やめて、さまざまに深刻な矛盾を持った新体育館構想は立ちどまって再検討するべきであります。

最後に、専決処分の承認、小型自動車競走事業の補正予算(第1号)についてであります。本 市のオートレース事業の累積赤字13億9337万円余りの解消に、国がまともに責任を負わず、 公営ギャンブルを包括的に民営化した中で、巨額の繰上充用を繰り返し続けているものであり、 認められません。以上で私の討論を終わります。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を 改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」の委員長報告は 原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第93号 市道路線の廃止」及び「議案第94号 市道路線の認定」、以上2件 の委員長報告はいずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第95号 専決処分の承認(令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正 予算(第1号))」の委員長報告は承認であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は承認されました。

「常任委員会の閉会中の継続審査事件」を議題といたします。

会議規則第105条の規定により、総務委員会から「入札制度について」を、福祉文教委員会から「保育行政について」及び「児童生徒の安全対策について」、以上2件を、協働環境委員会から「公共交通・お出かけ支援について」及び「健康づくりについて」、以上2件を、経済建設委員会から「産業振興について」を、閉会中の継続審査事件として、それぞれ調査終了まで付託していただきたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査事件については、各常任委員会からの申し出のとおり、 それぞれ付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題 といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(片峯 誠)

ただいま上程されました「議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。

本市固定資産評価審査委員会委員として、芳中奏文氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(上野伸五)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。 質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。提案 理由の説明を求めます。12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

「議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置を求める決議」に関する提案理由を説明いたします。

本案は、議会改革特別委員会を設置し、11名の委員で「定数に関すること」、「その他議会 の活性化に関すること」を付託事項として審議するものであります。

本定例会初日の6月20日に、「議員提出議案第3号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例 の一部を改正する条例」が提出されました。もとより私自身、定数削減については今まで全て賛 成してきており、非公式の場で今回提案の24人という定数について、そうすべきと発言したこ ともあります。また、少数精鋭のプロが集まった議会がよいのか、それとも多数のボランティア の議員による議会がよいのかという問いに対し、少数精鋭のプロの議会を目指すべきと答えたこ ともあります。また、本「議員提出議案第4号」の提案議員の中にも、定数削減を選挙広報にも 載せ、選挙戦を戦ってきた議員もおられます。ただ、ここ数年の議会の議会改革の議論を見聞き する中で、考え方が変わってきつつあることを感じています。その中の1つを紹介します。先週 の土曜日、日曜日と平戸市で開かれた「輝け議会!!対話による地方議会改革フォーラムin平 戸」という勉強会に参加してきました。その会の中で元三重県知事であり、早稲田大学名誉教授 の北川正恭さん、マニフェストの提唱者として高名な方ですが、彼は次のように述べられました。 マニフェスト大賞を14年間やってきたと。最初は221件の応募だったが、今は2200件を 超えるようになったと。ところが、マニフェスト大賞の応募の改革案については、2、3年前ま では量的削減が多かった。うちは定数削減しました、うちは歳費を減らしました、うちは政務活 動費を減らしましたというのが3大改革だと思われていたと。しかし、無駄を省かないといけな いが、私は徹底的に対抗して、量的削減から質的充実に変えましょうと書いていると。マスコミ は、あそこの議会は政務活動費を3割もちゃんと返して情報公開したと書いていると。これは褒 め言葉だ。でも、これは単に議会活動を3割さぼっただけではないかと。なぜマスコミが、政務 活動費をしっかり使い切って、もっと議会活動をやれと言わないのか。本当の改革は違うだろう と。住民を代表する組織は何かというと、本当は議会であると。議会は監視機能だというのは、 議会をばかにした考え方であると。昔は中央集権だったから監視機能が主だったが、95年の地 方分権推進法、2000年の地方分権一括法、そして2014年のまち・ひと・しごと創生法で、

議会に求められるものがどんどん変わってきた。すなわち議会は、単なる監視機能だけではない。 議会は政策提案権、立法権がある。市民とともに政策提案、立法を行うことができると。議会と は、こういうものだということをもう一回改めて、いろんな角度で議論してまとめていただいた らどうか。議会基本条例を制定している議会が800を超え、半数近くとなってきた。議会とは 何か、議会全体の役割とは何か。北海道栗山町から始まり、議会が自立していこうという背景と は何か考えてほしい。そう北川正恭さんは言われました。確かに無駄は省かなくてはなりません。 そういう意味で、今回の定数削減の提案はよいきっかけだと思っています。しかし、何が無駄か をしっかり議論する場が必要です。拙速に決めてしまうと、本当の意味で議会に期待されている 役割、監視機関だけでなく、政策立案、立法という役割、また多様な住民からの意見を吸い上げ ることができなくなるかもしれません。真に市民に役立つ議会をつくり上げるため、定数及び議 会の活性化を学識経験者のご意見等をお聞きしながら、市民とともに議論し、結論を導き出すた め、本特別委員会の設置を提案いたします。議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明と いたします。

○議長(上野伸五)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたい と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

提案は受けました。そこで議会改革について、どういう内容を考えているのかお尋ねします。

- ○議長(上野伸五)
 - 12番 江口 徹議員。
- ○12番(江口 徹)

議会運営委員会でも申しましたが、議会の活性化に関しては、各議員がそれぞれお考えのことがさまざまな点があるかと思っています。それを全部皆様方の提案の中で議論に乗せ、それをやっていけばいいと考えております。個人的な考えもありますが、それについては差し控えさせていただきたいと思います。

- ○議長(上野伸五)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

そうしますと、例えば、資産公開制度の対象を、配偶者と同居扶養親族とするなど厳格化を図ることを多くの市民が求めて、直接請求による市民条例案の提出があったわけですけれども、こうした内容は、この特別委員会の課題と考えるかお尋ねします。

- ○議長(上野伸五)
 - 12番 江口 徹議員。
- ○12番(江口 徹)

議会の活性化と皆様方が考えれば、当然のことながら議論の対象になると考えます。

- ○議長(上野伸五)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

飯塚市議会では会派制をとっており、2人以上で会派が構成できるということになっております。ところが、議長の諮問機関である代表者会議の参加資格は3人以上となっており、大きな矛盾があるわけです。基本的には議長が判断するということなんでしょうけれども、ここを検討す

るということも、そうすると、この特別委員会の検討事項になるということになりますか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほどの答弁と同様です。委員の皆様がそれを対象にすべきと考えれば、当然のことながら対象になるかと思います。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市議会では、一般質問があります。市の事務に関することについては自由に議員が議会の定例会のたびに質問ができるということになっております。飯塚市議会では、その際に、所属委員会の所管にかかわる事務については、まず、委員会でよく審査をして、調査をして、その上で一般質問を行うというようにしようではないかという合意があるわけです。その合意がよいかどうかという問題もあるんです。だけども同時に、先日の協働環境委員会でこういうことが起こりました。私が所管事務調査を提起すると、採決しましょうということになりました。 3 対 3 になりましたよ。そうすると、この議会のルールを守らなければならない委員長が、可否同数なのでと言いました。否決するというわけですよ。だから、こういうのは議員の質問権を奪う行為ではないかと思うんだけど、こういったこともこの特別委員会で調査できますか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほどと同様と考えております。

- ○議長(上野伸五)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

それから、男女共同参画推進の観点から、全国的にもその流れがありますけれども、女性議員が今後ともふえていくでしょう。そうした中で、女性議員が活動しやすい環境づくり、特別な手だてが必要だと思うけれども、そうしたことも特別委員会の中で、調査の対象になりますか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほどと同様、対象になるかとは考えております。

- ○議長(上野伸五)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

さらに議会だより、市議会が、また議員が何をしているのかよくわからないという声をよく聞くわけですけれども、こうした中では、ネットというのもありますけれども、議会だよりというのが非常に有効だと思うんです。これについて、前期4年間は議長のもとに編集委員会がつくられて、議員がみずからの責任で、事務局のサポートを受けながらやってきた経過があるんだけど、今期は編集委員会をつくらないという流れのように思うんだけど、今度の特別委員会で議論できると思いますか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほど来、議会の活性化に資するものであると皆さん方が判断すれば、当然のことながら議論

の俎上にのせ、お話をしていただきたいと述べました。これについても同様であります。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

提出者のほうから、今、私がこれはどうかと言ったことについては、そうでしょうという答弁ですけれども、実は、今言ったことを本当に特別委員会でやろうとすると、定数が11人というのでは無理だと思うんですよ。少数意見である場合が多いんです、今、私が申し上げたのは。そうすると、今できるでしょうと言われたんだけど、それ本当にやるためには、定数は11人でなくて全議員、28人によって構成するしかないんですよ。だから、提出者の答弁とこの議案が定数が11人であるというところには根本的な矛盾があると思います。提出者は、そういうふうには気がつきませんか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

議会運営委員会でも申しましたが、私どもが今回提案をする際に検討したのは、何とかこれを 議論を始めたいということであります。そう考えたときに、確かに議員全員が委員となってやっ ているところ、ないし議長を除く議員全員が委員となってやっている特別委員会の形が、他の自 治体に幾つも見られるのはそのとおりであります。しかし、飯塚市の特別委員会では長らく 11名という定数でやってまいりました。予算委員会、決算委員会、経済・体育施設に関する調 査特別委員会等々です。そういったことを考え合わせると、まず、この土俵をつくることを優先 したいと考えました。そう考えたときに、この11名の提案のほうが通りやすいのではないかと。 その11名で議論する中で、入っていない方々から、やっぱり私どもも入りたいのでと声が上が り、その中で皆さんがそうだよねというふうな形になれば、そのときには、定数を変えるという、 また改めた議決を取り直して定数を広げてやればいいと考えております。まず、設置することを 優先するために、11名とさせていただいた。そういうことでご了承ください。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。16番 吉松信之議員。

○16番(吉松信之)

16番、而今会の吉松でございます。特別委員会の設置について質問いたします。

そもそも議員定数の問題につきましては、議会制民主主義、それから、地方自治の根本、そして、二元代表制の根本という問題であると考えております。つまり、単に議員定数と申しましても、人口規模、財政規模・状況、それから議員の報酬、それから周辺自治体との比較、面積の問題、行政に対するチェック機能、それから市民の声に対する、それを行政に生かす、それから委員会のあり方等々、いろんな角度から決定すべきだと思っております。その中で当事者である議員だけで、こういう話を、議論を進めてよいのかと。有識者、第三者といいますか、そういう方々の意見を聞くといいますか、審議会を開くといいますか、そういうお考えがあるんでしょうか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

今、吉松議員が言われたように、この定数の問題は単なる数だけの話ではなく、さまざまな問題を含んでおります。よって、この問題を考えるには、学識経験者、言われるような第三者の意見を聞くことも当然大切だと思っておりますし、市民の方々から、皆さんがどうお考えですかというふうにお話を聞くのは当然必要になってくるかと思います。ぜひそういった形で委員会運営をさせていただきたい。そういった議論をするためにもしっかりとした場が必要である。本会議

で即決すべきではないと考え、提案しておりますので、ぜひ、そういった形でともにやっていただければと思っております。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

先ほど、提案理由、具体的に説明がありましたけれど、量から質へということで言われておりますけれど、私は、後で審議していただけるがどうかわかりませんけど、議員定数削減の提案をしておりますけれど、その際に、議会改革という言葉は一言も言っていないということだけは、まず言わせていただきます。市の財政から見たときに、議員は減らしてもいいんじゃないか、減らすべきじゃないかということを提案している。その点については、ちょっと提案者と考え方が違うので、その点だけ、まず述べさせていただきます。

まず、いろいろ提案者は言われましたけれど、議員定数を24人でもいいんだよということ言われておりましたけれど、ではどの規模が、あなたの言う議会改革をするというときに、この飯塚市の現状を見たときに、議員定数はどの程度が妥当だということなんですか。あなたの考え方だけは、まず確認させていただきたいと思います。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほど申しましたが、以前、私は議員定数削減については賛成でありましたし、24人が適当であると主張したこともございます。ただ現時点においては、果たして4人削減が正しいのかどうか、削減するのが正しいのかどうか、これについては考えが定まっていないというのが現状であります。それが定まるためには、いろんな方々と議論をする中で、皆さん方のご意見をいただきながら、議員、多くの方々で、着地点を探す。その活動が必要であると思うので提案させていただいております。よって現状では、わからないというのが答えであります。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

あなたは議会改革を言っているけど、議員定数はわからない。漫然として、この定数削減に取り組むべきだと言われておるわけです。

それとともに、議会の活性化に関することを皆さんの意見を聞きながら協議するという提案ですけど、あなたは北川先生の内容を出して、言われておりますけれど、マニフェストのときにどういうことを言われて活性化をすることがいいんだということを、質と言いましたけれど、その質の中身をもう一度述べてください。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

質で言われたのは、監視機能だけではないということであります。立法機能、政策提案機能を しっかり発揮することが大切であると。多様な住民の意見をしっかりと反映していく。そのこと が大切であるという話をされました。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

早稲田大学のマニフェスト研究所が、議会改革度調査を2017年6月7日にやっておりますよね。これが発表されております。飯塚市は300の中で、192番目という、確かデータがあったと思います。その中で何を調査されたかというと、情報の共有、それと住民参加、議会機能

の強化が、これを言われてるおるんです、改革。であるならば、具体的にあなたは、提案するならばこの問題について検討すべきだということで、具体的に示すべきだと私は思います。あなたは今、同僚議員の質問で、あれも入れます、これも入れますと言って広範囲に言われましたけれども、やはり特別委員会をつくるに足る問題なのかということを、まず協議をして、そして特別委員会をつくる。これが妥当ではないかと私は思いますけど、あなたはどういうふうに考えますか。

○議長 (上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほど言いましたように、議会の活性化に関しては、各議員それぞれの考えがあるかと思っています。ですので、それを寄せた上で、その中でどういうふうに順番づけをしながらやっていこうか、それは委員会としてしっかりと考えてやるべきだと思っております。当然のことながら、私個人の考えもございますが、それだけを真っすぐ押し通してやろうとは考えておりません。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

私は、議会というのは、本会議場で議員が議論をすることが一番だと思っているんです、基本的には。だからあなたは、こうやって議員提出議案で出されて、いろいろな方が質問する。私が提案したことについて、いろんな方が質問される。そしてその中で、どちらがいいか判断していく。これが議会制民主主義で一番、全員の議員が参加して議論していく議会の本来の姿だと思うんです。だから、そういうふうに考えますと、やはり1つのテーマについて、自分の考えをきちっと示して、提案して、そしてそれをここで、議案として提案して、議論すべきが議会だと思っているんですけれど、必ずしも特別委員会をつくらなくてはいけないんですか。自分が思っている議会改革については、こうあるべきだと。それで、賛同をもらった人たちできちっと考え方をまとめて、議員定数議案としてここに出されて、そしてここの場で、全員参加の場所でありますから、協議する。これが本来の姿ではないかと思うんですけど、私はそう思いますけど、あなたどう思いますか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

道祖議員は、今そのように言われましたが、本会議即決でやると、市民のご意見、第三者の意見は聞くことはできません。多くの議員、全員が参加できればというのであれば、11人で設置した上で、なおかつそれを28人なり27人に拡大し、そこで議論をやればよいと考えます。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

私は、やはり議員は選任されて出てきていますから、自分の考えを市民に対して示して、市民の意見を聞いて、そして提案することが一番大事だと思っているんですよ。別に特別委員会をつくって、意見を聞くとか、学識経験者の意見を聞くとかいうことではなくて、じゃあ政務活動費があるじゃないですか。政務活動費を使って、自分たちで公聴会なり、関係の有識者を呼んで、そこでいろいろなご意見を聞くというようなこともできるわけですよ。そういう自発的な行動をして、そして自分達の考えをまとめて、条例を議員提出議案として出されたらよろしいんじゃないですか。現にあなたはそういうやり方をやったじゃないですか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

まさにそのとおりで、今言われたように、私どもは昨年、飯塚市の子どもをみんなで守る条例というものを、議員有志で検討をし、政務活動費を使った上で、第三者の意見も聞き、提案をさせていただきました。もちろんこれは大切なことであると思っております。ただ今回は、議員定数というものから始まりましたが、議会全体のことに関係することでございます。ですので、まずは皆様方と議論する場をつくって、そこでやるほうが妥当であると考えました。もしこれが特別委員会設置が否決になって、またもう一度提案するかもしれませんし、逆にバツというふうな形でしたら、自分たちだけでやることもあり得るかと思いますが、まずはこの議会におられる皆様方が、それをきちんと議会として考えることが大切である。各政務活動費を使って、議員有志というのは、あくまでも議員としての活動であります。それよりも前に議会としての議論をすべきというふうに考え、公式の場を設定させていただきたいという提案でございます。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

私は、全員で取り組んでいくことを否定しているわけじゃないんです。ただ、それはその前にするべき作業があって、そしてここに提案すべきだと。それが私は、議会制民主主義、特に今の市議会のあり方としては正しいのではないかということを言ってるわけです。私もあまり知識はありませんので、いろいろ調べておったら、改革とは何かなと思ったんですけれど、調べますと、辞書によると、従来の制度などを改めて、よりよいものにすることですから、だからその辺については私は反対はしていないんですよ。ただ、目標がわからない、あなたの場合。今回の提案は。目標を絞って、そしてそれを議論すべきだと私は言っておるんです。それとともに、参考までに言いますと、全国市民オンブズマンの連絡協議会が2008年に議会改革は何だというものを出しておりますけど、これは議会改革とは、議会、議員活動の透明化に尽きるということなんですよ。だから、これは、私は、必要であれば、それはしていかなくてはいけないと思っておりますし、だけどそれは全体を包括しながらやっていくよりも、一歩一歩やっていくべきではないかというふうにに考えておりますので、私は、議会改革に対する考えはそういうことだということです。あなたはどう思っておりますか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

まさに目的は議会の活性化であります。議会に対する信頼が低下している中で、議会は何ぞやということを改めて考え直す中で、市民の皆様とともに役に立つ議会をつくり出すためにやる。そのためには、議論を最初から絞るのではなく、皆様方がお持ちの案件、考える案件を全て放り込んだ中で、議論を進めていきたいと考えます。それを先ほどオンブズマンのお話の中で、透明化、議会改革は何ぞやということで、透明化に尽きるというお話がございました。まさにそのとおりで、透明化に尽きるということであれば、この議会をどうしようというのを、個々の議員同士だけで話すのではなく、オープンな場で、公開の場できちんと議論をする。そのことこそが透明化になると考えます。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

先ほど同僚議員が質問いたしましたけど、その考えであるならば、初めからあなたの考えに従って、全員で、28人で、特別委員会をつくることを提案すべきじゃなかったんですか。11名といったら限られた数になるんじゃないですか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほど川上議員からの質問にも答えましたが、11名という提案は、ぜひこの場を設置したい、そのための提案であります。道祖議員が言われるように全員がいいよねというのであれば、道祖議員が、ぜひ全員での特別委員会の設置を議案として出していただけましたら、諸手を挙げて賛成するものであります。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。9番 永末雄大議員。

○9番(永末雄大)

提案者の江口議員におかれましては、議会改革に関して、過去に何度かその思いがあり、そういった活動をされてきたというふうに認識しておるんですが、今回のこのタイミングで、この議案を出されようと思ったのはどういった理由からでしょうか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

先ほど提案理由の中で申し上げましたが、定数に関する条例の提案がなされました。そのことが大きなきっかけだったのは現実でございます。

○議長(上野伸五)

9番 永末雄大議員。

○ 9番(永末雄大)

最初に、こちらの議員提出議案第4号と議員提出議案第3号が出されていますけど、議員提出 議案第3号のほうが出された際に、議員提出議案第4号を出されたときに、定数をとりあえず本 会議即決でやるというのはどうなのかというふうな問題意識が強くあったのかなというふうに、 ちょっと私のほうで理解していたんですけど、そういった理解で間違いないですか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

そのとおりであります。先ほども申しましたが、本会議即決となりますと、市民の方々の多様な意見を聞くこともできません。学識経験者のご意見を聞くこともできません。ですので、委員会の場でしっかりとそういったご意見もいただきながら、多くの議員で考えたいということであります。

○議長(上野伸五)

9番 永末雄大委員。

○9番 (永末雄大)

ちょっとはっきりさせたいのが、定数について、本会議で即決するということに問題意識を持って、今回出されたのか。それとも議会改革をしなくちゃいけないというふうなところで出されたのか、どちらなんでしょうか。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

卵が先か鶏が先かではありませんが、この問題については双方大切であると考えております。 議員定数を考えるためには、実際に議会とは何か、そのことをいま一度考え直す、その中でどう あるべきかを考えなくてはならないので、結果として活性化、そういった部分も大切である、双 方であります。

○議長(上野伸五)

9番 永末雄大議員。

○9番(永末雄大)

わかりました。議会改革を定数だけじゃない議会改革まで、含めた分でしっかりされたいというふうなことで、先ほど同僚議員のほうからも質問もあっておりますので、理解させていただきます。ただ、これは質問ではありませんが、定数に関しては、恐らくちょっと議論はかなりそれぞれの皆さん意見があるかと思うので、委員会のほうで担ったとしても、なかなかそれが、その委員会の中での話し合いで深まっていくというようなことは、定数に関しては難しいかなと思いますので、その部分に関しては、申し述べさせていただきます。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

私は、議会改革特別委員会の設置に関する決議に、反対の立場から討論を行います。反対の中心テーマは、今、飯塚市議会に求められる議会改革の差し迫った課題を審査し、市民の共感と支持を得られるためには、委員定数が11人では少数意見が反映されないおそれがあるからです。

現在、私が考える飯塚市議会に求められる改革のテーマは、第1に、資産公開制度をより厳格にするために、昨年の直接請求で提案された市民条例案に沿った内容にすること。第2に、少数意見の尊重になくてはならない各派代表者会議への参加資格を、3人以上の会派としているが、会派は2人以上となっているのだから、2人以上について参加を認めること。第3に政党公認、私について言えば、日本共産党公認ですが、市民の負託を受けた政党公認の議員は、1人であっても無所属と呼ばず、当然のことながら党派名で呼ぶこと。第4に、一般質問は、本来市の事務について自由に質問ができるように制限をなくし、常任委員会における所管事務調査は、委員の申し出を採決で否決し、議員が質問権を剥奪するやり方を絶対に許さないこと。第5に、議会だより編集に当たっては、議長一人ということではなく、編集委員会を復活させ、活動を充実させること。それと第6に、特に重要なこととして申し上げたいんですけれども、男女共同参画推進の立場から、女性議員の議員活動に万全の体制をとることが考えられます。こうしたテーマを少数意見を尊重して民主的に審査するためには、定数は11人ではなく、議員全員の28人でなくてはならないと考えています。したがって定数に関することを、付託事項とすることはなじまず、市議会議員の定数減に係る今回「議員提出議案第3号」の付託先としても、不適当であることを指摘しておきたいと思います。以上で私の討論を終わります。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

「議員提出議案第4号」について反対の立場から、反対討論をさせていただきます。

今回、議会改革の特別委員会の設置を求めるものでありますけれど、活性化と言われて、特別委員会を求めるということでありますけれど、現状の議会はどうであるのか。まず、だから何をどう活性化するのか。このことが提案されておりません。こういうことを提案するべきだというふうに考えております。改革したい内容が具体的に提案されて、その提案内容が、特別委員会を設置してまで検討すべきものか、判断を各議員に求めるべきだと思います。今回の提案は余りにも議会改革という名のもとに、大ざっぱ過ぎる提案だと思っております。また、議会改革であるならば、先ほど、同僚議員が反対討論されましたが、私も、全議員の参加の特別委員が妥当であるというふうに考えております。以上の考えにより、反対させていただきます。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置 に関する決議」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成少数。よって、本案は否決されました。 暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時19分 再開

○議長(上野伸五)

本会議を再開いたします。<u>「議員提出議案第3号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」</u>を議題といたします。提案理由の説明を求めます。27番 道祖 満議員。 ○27番(道祖 満)

「議員提出議案第3号」について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議員提出議案の内容は現行の飯塚市議会の議員の定数を28名から定数を24名と定めるために本案を提出するものであります。

具体的には、平成31年、2019年3月定例市議会の定住政策に関連しての私の一般質問を 通じて、飯塚市の人口は、2015年の国勢調査では12万9146人であったが、国勢調査を 基にして、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2025年には約12万1922人となる と予測されております。実に2015年と比較いたしますと、7224人が減るということが予 想されているとの市の答弁でありました。2006年に1市4町が合併し、現在の飯塚市が誕生 したときの人口は13万3963人であったと記憶しております。2025年の予測人口の 12万1922人と比較すれば、飯塚市の人口は約1万2千人減少することとなるわけでありま す。当然ながら人口が減少すれば、所得税、固定資産税等の市の税収は減少いたします。また、 国からの交付税も減少することが考えられます。その結果として、市の財政は厳しくなることが 予想されます。本年6月に、各常任委員会で公開された飯塚市の普通会計の財政見通しでは、市 財政の収支バランスの調整と地方債返済に使うためにあります基金である財政調整基金、減債基 金の年度末残高は、2018年では162億5千万円ありましたわけですが、2025年には 92億5千万円になると予測されております。また、通常分と特別事業分を合わせた全体での市 の歳入から歳出を見た場合、今後10年間は市の財政は毎年、単年度収支は赤字が予想されてお ります。このように市の財政は厳しくなることが予想されておりますので、財政改革には、市議 会から取り組むことを提案します。その方法といたしまして、今回行われた飯塚市議会議員選挙 の定数は28名で行われましたけれど、次回行われます市議会議員選挙では、人口約5千人当た り1名の議員と考え、2023年に行われます飯塚市議会議員選挙の議員定数を4名削減し、 24名とすることを提案するものであります。

なお、参考までに現在議員 1 人当たりの経費は、年間 9 7 4 π 6 1 3 0 円であります。 4 人では年間 3 8 9 8 π 4 5 2 0 円となります。任期 4 年間では 4 人減額することによりまして、 1 億5 5 9 3 π 8 0 8 0 円の削減となります。

なお、参考までにもう一点述べさせていただきますけれど、2011年に地方自治法の一部が 改正され、市の人口規模により議員定数の上限が地方自治法に定められておりましたが、この定 められていた規定が削除され、各自治体の実情にあわせて議員定数をふやすことも減らすことも できるようになりました。このことを添えて、今回の提案理由とさせていただいてます。どうぞ、 十分なご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(上野伸五)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。 質疑はありませんか。5番 土居幸則議員。

○5番(土居幸則)

削減数4名と言われましたが、その根拠と削減後に得られる効果、財政面では、今1億円という話をお聞きしたんですけど、議会を運営する上でとか、そういった部分での効果、またそれからその後に考えられます課題や問題点等がございましたら教えてください。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

先ほどの第4号の議員提出議案のときも説明いたしましたけれど、今回提案いたしておりますのは、議会改革を目的としておりません。それをどういうふうにとるかは、個々個人の自由でございます。しかし、私が提案しているのは、飯塚市の財政の現状を見たときに、議会として財政問題に取り組まなくてよいのかということで、議員定数を4名減らすことによって、次回から4名減らすことによって、1億5593万8080円の財政効果があるということを訴えさせていただいておるのであります。効果というものはそういうことでございます。

○議長(上野伸五)

5番 土居幸則議員。

○5番(土居幸則)

すみません。効果のほどはよくわかりましたので、今後、減った場合に何か考えられるような 問題点とか、課題とかがありましたらお願いします。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

当然、今28名で議会は4常任委員会が形成されておりますから、24名として常任委員会を4つとすると、4掛ける6、24名ということで、1つの議会の運営の定数が減るということは考えられます。しかし、先ほど提案された議会改革の内容でいきますと、量より質を上げるということです。質とは何かということです。財政効果を生みながら質を上げるというならば、それは議員の資質も上げていかなければならない。だから、今後選ばれる議員は、それに見合った形で、やはり資質をより一層高めていくということが求められるんではないかと考えてます。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

議案提出議員にお尋ねします。財政効果が目的だというふうに言われるんですけど、財政効果 額は幾らを目指していったらよいとお考えでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

今、単純に4人を減らすということで提案させていただいております。それは質問等がありました。極端な方もいらっしゃいますよ。これを考える中で議員定数をまだ一層減らしたほうがいいんじゃないかというようなご意見もいただいておりますが、今回はあくまでも人口規模に合っ

た形で、5千人に1人という形で24名程度が妥当ではないかということで提案させていただいております。その結果として、今、1人当たりに年間かかってる経費が、974万6130円でありますので、年間3898万4520円となります。それで任期4年間で考えますと1億5593万8080円の効果があると考えております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そうすると、財政的な縮減効果目標はないということなんですね。まず人口規模とかの関係で4人削減があって、それを計算してみると一億五、六千万円の財政効果があるというような発想ということでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

結果でそういうことになります。ただ金額をどの程度が妥当かというのは個々個人の考え方によると思いますけれど、ただ、やはりいろいろな考え方に立って思うには、やはり人口5千人規模で1人という議員ということを基本に考えれば4人減らすことが妥当だと。それから考えたときにその金額になるということです。質問議員の趣旨はよくわかりませんが、ただ必ずそれは財政効果につながるということを訴えさせていただきたいと思います。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

かつて、かつてというか何年前になるのか、政務調査費というのがあったでしょう。これをなんだか理由がよくわからないけれども、廃止したいので廃止するという議員提出議案が出て廃止したことがありますよ。1年もたたないうちに、今度は政務活動費ということで復活しました。これについて道祖議員は、財政削減の対象と今回検討しませんでしたか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

個別に考えておりません。1人の議員にかかる経費は言ったように報酬とその他の経費が合算しますと年間974万6130円ということになります。なお、つけ加えさせていただきますと、前回、政務調査費を廃止するときに提案させていただいたのも私ですし、復活させていただくようお願いしたのも私でございます。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

誤解を招くと具合が悪いんですけど、例えば、議会費全体について圧縮するということであれば、これだけの規模の議会の中で、今の事務局体制が適当であるかとかいう角度での検討はしましたか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

今回、あくまでも議員定数について、議員として取り組めるまず財政改革は何かと考えていたときに、一番に議員定数が、一番だというふうに考えましたのでこういう提案させていただいております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そうすると、今の話を聞くと、財政縮減効果は議員 4 人削減するとこうなりますよというだけの話ですね。ほかに財政縮減効果を検討したことはないということが今わかりましたけど、そうすると思い出しませんか。 2015 年 12 月、資産公開制度が閲覧者が少ないよと。その割には、そのためのお金が当初 200 万円ぐらいかかると言われたんですかね。実は、そんなかかるわけなかったんだけど、何かというと事務局の人件費まで入れていましたからね。だから本当はただ同然の経費だったんだけれども、そういう理由で廃止したことがあります。

よく議会というのは、どういう役割を果たさないといけないのかと、議会は全体として、そのパフォーマンスを最高に発揮して、先ほど議論なっていましたけど、立法機能と監視機能をフルに発揮するためにはどうあるべきかということを考える必要があるんだけど、この定数の問題について言えば、先ほど吉松議員が言われたと思いますけど、人口規模との関係、それから自治体の財政力との関係と同時に市域、広さ、面積との関係、もっと言えば地形的なことがありますよね。筑穂とか、穂波とか、庄内とか、そういうことを考慮して、道祖議員も柔軟に考えていいんだというふうに法がなっていますよと言われていましたけど、その割には提案の中では、5千分の1ということで、かなり機械的なことを言われておるんだけど、そこのところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

私も提案する際に、全国の11万人から13万人の人口の、そこの議員定数はどれぐらいになっているか、調査してみました。すると、一番多いところは議員定数が、人口が12万8552人の山形県鶴岡市、32名でありました。行政面積は1311平方キロメートルあります。多くの都市があるんですけれども、そして最低のところが大阪府大東市、人口が12万1773人で、そして17名の議員で議会を運営しております。これは行政面積が18.27平方キロメートルです。だから、おっしゃるとおり行政面積、人口、地形、諸々考えられると思いますが、そういうことを勘案しながら、今、地方自治法が変わりまして、地方自治法が2011年に一部が改正されて、市の人口規模により議員定数の上限を定めていた規定が削除されたということです。だから、各自治体の実情に合わせて、議員定数をふやすことも減らすこともできるようになりました。それは、各地方自治体で考えるべきだということを地方自治法が認めているということだと思いますので、私はいろいろな観点から考えていたときに、指摘の点はありますが、財政規模、財政の問題、それとともに、現状、人口が減ってる中で、財政が単年度収支が黒字にならないので、これは少しでも市民の税金を大事に使うためには、やはり議会の定数を減らすということで財政改革に取り組むべきだと考えて、提案しているわけです。その点、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市の財政状況は、一つの角度で言えば、財政調整基金と減債基金が、本市発足当時、財政 危機宣言を前市長のもとで宣言して、それ以降、その2つの基金を合わせた額は、もう3倍くら いになっているわけですよ。先ほど言われた162億円というのは、過去最高水準を更新中なん です。なぜ、ここまで基金がたまったかを考えると、私は市職員の犠牲が一つあると思います。 もっと大きいのは市民の犠牲ですよ。さまざまなサービスが合併以前より切り捨てられてきてい る。そういう状況があります。あとは借金ですね。それで、このお金を本来、そういうことから 言えば、公立保育所をつくるだとかを含めて、住民サービスのほうに投入していくということが 当然だと思うけど、実際的には市議会が十分なチェック能力を持たないために、豪華な市庁舎をつくってみたり、それから、現地で建てかえれば———

○議長(上野伸五)

川上議員、質疑中に申しわけありませんけど、質疑は簡潔に、そして、もしご意見があれば後ほど討論のほうでお願いいたしたいと思います。どうぞお続けください。

○8番 (川上直喜)

だから、体育館だって今46億円と言っているけれども、現地で耐震補強すれば二、三億円でしょう。15億円と言っていたのは相当グレードアップした数字ですよ。にもかかわらず、46億円とかなってくるし、それから先ほど午前中ありましたけれども、卸売市場が野放図な、15億円とかアップしてくるんですよ。こういうのを議会がチェックしきれない中で、4年間で、議運のときも言ったけれども、市の財政規模は年間1300億円とすれば4年間で、同じ4年間を比較するのであれば5200億円ですよ。これをしっかり議会がチェックすると。無駄遣いを許さないと、なれ合いを許さないということを頑張るほうが議会が果たすべき本当の財政縮減効果、役割ではないかと思うんですよ。そのためには議員の全体の、先ほど質とか、大変失礼なことを言っている発言があったけど、議会が全体としてチェック力を増していくと、こういうことが今大事じゃないかと思うんだけど。だからそういう意味では、安易に議員定数を減らすということは、そのチェック力を失っていく。飯塚市議会の場合は立法機能を充実するということも大事だけど、特になれ合いになる、チェック機能を強めるということについて、どういうふうにお考えかお尋ねします。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

それは、個々個人の議員が考えることであると思っておりますので、私は個々個人の議員がこうあるべきだ、あああるべきだというのは僭越でございます。皆さん議員は選挙で選ばれてきておりますので、それなりの市民の負託を受けているんだと思っておりますので、だから、やはりここに集まっている議員の中で物事を考えていくべきだというふうに思っております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

合併しました。合併するときに、旧自治体ごとに地区評議会をつくって、一定のコミュニティ的なものを議会も含めて、議会機能を持つようなもの含めて、残す選択肢があったんですよ。それを飯塚市は選ばなかったんですよ。そのために、これは私の感じるところということで言わせていただければ――

○議長(上野伸五)

川上議員、議案に対する質疑をお願いします。ご自身の意見は討論でお願いします。

○8番 (川上直喜)

それを言って質問しますから。道祖議員、例えば筑穂だったら合併前に14人、15人の議員がいたんですよ。今、筑穂の生え抜きの議員というのはわずかでしょう。わからないんですよ。ほかの地域の議員がわかる面もあるけど、わからない面もあるんですよ。こうした中で、一方的に地域的な特性だとか、本市の場合は合併した経過を顧みず、何だかわかんないけど5千分の1で4人削減とかいうことになれば、本当の住民自治だとかいうのが消えてしまうんじゃないかという心配を持つんだけど、道祖議員、最後の質問ですから、答弁を求めます。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

質問の趣旨がちょっとよくわからないんですけれど、まず合併は、合併特例法に従って1市 4町の住民の皆さんとそこの議会が合意して1市4町が合併したと思います。あくまでも合併特 例法に従って、在任特例を選んで議会がありました。合併の在任特例というのは2年間だったと 記憶しておりますけれど、その多くの1市4町の議員で議会を運営していくのはいかがなものか ということで住民投票が起こりまして、そこで議会が解散したという経緯があります。そして議 員が、その当時の地方自治法に基づいた34名でしたか、人口規模でいきますと、10万人以上、 20万人規模、それで34名だったという記憶しておりますが、これ、ちょっと36名だったか、 ちょっと記憶は定かじゃありませんけれども、そうなっていたと思います。そういうことで、や はりそのときそのときの住民の皆様が議会はそうあるべきだということを選択されて今日来てお ります。確かに合併特例法に従いますと、その在任特例もありましたし、合併特例に従って定数 2倍の議会をつくることも可能だったんですけれど、結局として、今の形に落ちついてきたとい う経緯があるというふうに思っておりますので、答弁になっておるかどうかわかりませんけれど、 経緯を言えばそういうことです。だから、合併特例法に従って地区地区にそれなりの住民協議会 をつくろうとしたらつくれましたけれど、それもそのときの住民から選ばれた議会がその地域地 域の方とご相談したんでしょう。結果として、それがつくられないで今日に至っているというふ うに理解しております。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。7番 金子加代議員。

○7番(金子加代)

道祖議員にお聞きします。先ほど24名になった場合に、質を上げると言われましたけど、質 というのはどんなものかお聞きしたいです。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

それは資質を上げると言ったわけであります。それは期待される資質が少なければ、少ないほど、多くの人の意見を聞かなくちゃいけないから多くの意見を聞くその体制とか、そういうことを言っておるわけであります。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

今回提案に至るに際して、皆様方、提案議員の中で議論をされてきたと思うんですが、その議 論の経緯をお聞かせください。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

先ほどの提案理由で説明いたしましたように、2019年、ことしの3月の定例市議会で一般質問した結果、そこではっきりしたのが、人口が確実に減っていくということです。これに対してどういうふうに考えていくか、それは同僚議員といろいろ議論して、そして今、提案理由として説明した内容で市議会議員選挙に臨んできたということです。そういう経過です。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

となると、5名の議員さんで選挙前から検討してきたということでしょうか。そこら辺、検討をどういうふうにやってきたのかお聞きしたいんです。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

言いましたように3月議会で確認して、人口が減るというのは確認されたわけです。それでこれでは大変だということで、同僚議員と相談いたしました、自分の会派の議員と。そしてこれは自分たちの公約として臨んでいこうということで選挙に臨みました。そして今回、議員として選出されましたので、私ども佐藤議員と新しく議員に選ばれた田中武春議員と相談して、私ども残念なことに1人同僚議員を当選させることできませんでしたけれども、新たに田中議員に相談して3人で議論した結果、この方法でいこうじゃないかという相談をしました。そして、この考えを持って、この議会の前に開かれた代表者会議に、この内容を代表者に説明いたしまして、6月20日の議会が開催されます前に、同僚議員の平山議員と瀬戸議員からご賛同いただいて、正式に5名として提出させて、議運にかけさせていただいたと。20日に議長に提案させていただいたという経過です。

○議長(上野伸五)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

改めて確認なんですが、財政以外の点については議論はしていないというふうなことでよろし いんでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

基本的には財政であります。そのときに、24人になったら、常任委員会は何人になるかなというような話はしました。確かに次の選挙になったら選択されるその議員を、選挙という立場になれば各自大変だと、大変であるならばこの4年間、一層議員活動を一所懸命精進しなければいけないなという話はいたしました。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

1、2点お尋ねします。先ほど議員提出議案の第4号で、この議員定数の関係する特別委員会を設置したらどうでしょうかという提案をさせていただきました。確か道祖議員は、特別委員会の委員の定数が11名では足らないと、それこそ全員、28人でやったほうがいいんじゃないかということを述べられながら、11人では数が少な過ぎるということで反対されたかと思いますが、それで間違いなかったでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

そのとおりです。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

ということは、28名全員で協議会なり、みんなで審議するべきであろうと道祖議員はお考えかと思うんですけれども、その上で今回、なぜ提出して即採決に持っていかれたのかお尋ねをします。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

江口議員の質問に答えて、代表者会議のときに考え方は示させていただいて、こういう形で出したいのでご賛同いただけるならばということでご相談したところ、先ほど言いましたように 2人の議員が賛同してくれて、20日に提案させていただいております。先ほどの議論の中では っきり私は言っております。本会議場が全員協議会であると。全員に自分の考えを示して、それを賛同いただける。だから議論の場は、この本会議場だと。以上です。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

それぞれ考え方があるとおっしゃっておりますが、本会議場でやるのは本会議主義であって、あくまでも私の考えは委員会主義で、飯塚市議会は議論をやっていますので、特別委員会なり全員協議会に一回落とされて、審議時間を十分とって、改選が終わってまだ2カ月間なんですね。ですから、4年後のことですから審議時間を欲しいということをお願いする中で、先ほど議員提出議案第4号を出させていただいた経緯があるんですけれども、感覚的な違いでしょうけれども、出された、即採決というのはいかがなものかという考えから、もう1点お尋ねしますが、先ほど川上議員も質問されましたけど、28人が24人に下がりますよね。議員の行政へのチェック機能の面からしますと、28人が24人、2人より4人というわけではございませんが、それはチェック機能が向上するとお考えでしょうか、低下すると考えでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

それは個々個人が考えることだと思います。

- ○議長(上野伸五)
 - 13番 小幡俊之議員。
- ○13番(小幡俊之)

もちろん、個々個人が考えるでいいんですが、提案者であります道祖議員のお考えをお聞きい たしております。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

それは、有権者が選択することだと思っています。

- ○議長(上野伸五)
 - 13番 小幡俊之議員。
- ○13番(小幡俊之)

それは定数削減に有権者がどのようにかかわってくるんですか。これは今、定数削減を議会で 議論してるんでしょう。ここに有権者はいませんけれども。その答弁が納得できないのでもう一 度お願いいたします。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

言いましたように、私どもは3月議会で質問した結果をもって選挙戦に臨みました。その結果、 信任されましたので、これを提出させていただいております。

- ○議長(上野伸五)
 - 13番 小幡俊之議員。
- ○13番(小幡俊之)

意味不明でございますけれども。私が聞いているのは、28人と24人でチェック機能が向上するのか、低下するのかを聞いているわけです。個人的にどのようなお考えを道祖議員はお持ちでしょうかということを尋ねております。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

それは先ほどから言ってますように、個々個人の考え方だと思いますよ。議員が多ければ、もしそれがよいというならば、逆に議員定数削減に反対されて、議員定数をふやす議案を出して、ここで議論すればいいと思いますよ。そして数が多ければよいという考えであれば。私はあくまでも議会としての機能は回ると思っております。先ほど言いましたように、人口規模は同じでも議員定数の多いところと少ないところがあります。17名で行政面積は少ないけれど、実際に人口規模でいきますと、財政規模も恐らくうちより大きいんだと思いますよ。そこは17名でやっていけてるという事実があるということです。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

直接の質問に答えていただけませんのでもうやめましょう、そこはね。

28人を24人にして財政面に寄与するということで、4年間で1億5千万円議員報酬が減りますから。それは数字上、納得いたしますが、今回、定数を削減するのに反対しているわけじゃないですよ。その時間を、考える時間、同僚議員も言いましたけれども、有識者、いろんな市民の有権者の意見を聞きながら議員全員で、自分たちのことですから、話し合うべきではないかということから、特別委員会なり協議会を設けたらどうかという、個人的な考えですが、その上でもう1点だけ最後に聞きましょう。28人を24人にする、もしくは22人、26人、それとか財政面だけ考えれば、我々の議員報酬を下げて28人を確保するというような考えも財政面だけで考えればありますけれども、そういった議論を会派の中で、もしくは提出者、賛同者の中で議論は交わされましたか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

当然その点については考えました。話しには出ております。また議運でもその点は指摘されております。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

話し合われましたけど、その方法論は取らなかったということでよろしいんですね。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

まず議員定数削減、次回からということで優先させていただきました。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

単純に議員定数が下がるということは、4年後ですよね、女性の方とか若者とか、議会に出て 行こうという人たちの門戸が狭くなるということに関しては、それで構わないということでよろ しいんでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

だから、きょうこの場で審議していただいておるんです。というのは、出る意思がある人はそれなりの時間があるから。直前に議会改革とかいう名前で議員定数を削減する、そのようになったら、出ようとする人たちが逆にチャンスがなくなる可能性があります。だから、今回、先ほど言われましたけれど、議会が改選になって2カ月、この場で審議していただいておるということです。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

何も4年後、直前に出せとは一言も言っておりません。2年後でも構わないし、1年後でも構わないし、そういう審議する時間をしっかりと欲しいという要望があったのでお尋ねしたんですけれども、最後の質問にします。約4年間で1億5千万円を減額できるということですが、4年後の提案ですよね、これは。この4年間は、我々28人おりますので、この4年間は無傷のまま、何か財政面に寄与したい以上は、今現職として何か財源を少しでも減らす案はございますか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

あくまでも今回は次の議会選挙で議員定数を削減して財政改革に寄与していくべきだと提案をさせていただいております。その中で、会派の中、その提案の仲間たちと財政はどうするんだと、今回のこの4年間はどうするんだという意見もあります。ですけれども、今回はまず第一に議員定数削減、次回からの削減ということを提案させていただいております。もし、この議会で財政改革に取り組むべきだというご意見があるならば、私はそれは真摯に議論すべきだと思っておりますから、どうぞ提案してください。議員提出議案としてきちっと提案していただければ協議に応じます。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

それは考えるとして、一応今年度は財源を下げる素案がございますかという質問をしたので、 あるか、ないか、もしくはこういう方法で少しでも財政減額に寄与できるかという案があれば教 えていただきたいということです。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

私はあくまでも議員定数削減を次回の選挙からということで言っております。内々の中では、 そういう話がありましたけれど、それはまだ整理ができておりませんので、ご理解いただきたい と思います。

○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員に申し上げます。議案以外の質疑に膨らんでいるように思いますので、議案に対する質疑にとどめていただきますようにお願いいたします。13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

これで質問を終わります。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。6番 兼本芳雄議員。

○6番 (兼本芳雄)

今、財政面で、28人から24人に減らすということは理解できましたが、議会は住民の代表機関でもあるわけですから、民意を正確、公正に反映するものでなければならないと思っております。この点に道祖議員はどのようにお考えでしょうか。

○議長(上野伸五)

27番 道祖 満議員。

○27番(道祖 満)

私、今回の選挙に臨みまして、各議員さんの公約を一通り目を通しております。通したつもりでございます。多くの議員は飯塚市の財政問題について取り組まなくてはいけないということを、パンフレット等に書いていたというふうに記憶しております。だからそのことをもって、次回からという形で一応、行政の財政改革ということを訴えさせていただいておるということです。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

市民の声を市政に届け、市政をチェックする議員の大切な役割を果たす上でなくてはならない議会質問をしない。質問のときは執行部の答弁者が書いた原稿を読んでいる。質問の持ち時間を大幅に使い残す、あるいは全部残す。市民にとっては、議員が市議会でどんな活動しているかわからない。市民が直接請求で提出した、より厳格な資産公開制度の市民条例案は否決する。心ある市民にとって、市議会議員はこのように映っているのではないでしょうか。市民の中には、議員は報酬ばかりが高くて、28人も本当に必要かという声を私も確かに聞いたことがあります。市民の共感がなければ、議員定数の問題は議論ができないと思うんです。

一方で議会の役割は、地方自治法第96条、権限として議決すべき事項が15項目にわたって 規定されています。一部省略もありますが、述べますと、第1、条例を設けまたは改廃すること。 2、予算を定めること。3、決算を認定すること。4、法律またはこれに基づく政令に規定する ものを除くほか、地方税の賦課徴収、または分担金、使用料、加入金もしくは手数料の徴収に関 すること。5、契約を締結すること。6、財産を交換し出資の目的とし、もしくは支払い手段と して使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること。7、不動産を 信託すること。8、財産の取得または処分をすること。9、負担つきの寄附または贈与を受ける こと。10、権利を放棄すること。11、重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な 利用をさせること。12、普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、 訴えの提起、普通地方公共団体を被告とする訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。 13、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。14、普通地方公共団体の区域内の 公共的団体等の活動の総合調整に関すること。15、その他法律またはこれに基づく政令、これ らに基づく条例を含むにより議会の権限に属する事項。15項目を紹介しましたけれども、その ほか普通地方公共団体は条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定 めることができる。こういう規定もあるわけであります。こうした中で私が改めて考えることは、 第1は、憲法第8章に規定する地方自治が、国民主権、平和主義、そして、自由権、平等権、社 会権、参政権、請求権などの基本的人権の尊重の3原則を守る上で、立法権、行政権、司法権と 並ぶ重要な役割を持っているということであります。第2は、この地方自治は、議会と市長の二 元代表制をとっており、例えば本市の場合、年間1300億円の財政規模、4年で5200億円、 総合計画期間の10年では1兆3千億円の事業規模の行政の声をきちんとチェックできる立法機 関、監視機関としての役割を果たせる議会が必要なこと。第3は、4年間の財政規模を 5200億円とすれば、それをチェックする役割を果たし、有権者要求を正しく市政に反映させ

るべき議会の活動には、一定の規模の議員が必要であること。人口規模とともに、1市4町の合 併によって大きく広がった市域を考慮に入れること。第4は、このような役割を果たす議会の活 動には議員報酬だけではなく、相応の財政的基盤が必要なこと。第5は、立法機能や監視機能の 発揮を維持しながら財政縮減を図るならば、まず、議会費を総括的にチェックし、無駄を省く観 点が必要であり、市議会が一旦廃止した政務調査費をわずか1年で政務活動費と名前を変えて復 活させたことが妥当か、市民の収入状況を考慮した場合、議員の報酬額は適正か検討することこ そ優先されるべきであります。議員削減による財政効果、人口だけを見た議員定数の考え方で安 易に定数削減に走るのは、チェック機能の弱体化と地方自治の形骸化につながりかねません。ま た、少数化しなれ合いに陥った議員が、一部ではなく全体の奉仕者としての立場を失うことがあ れば、市政チェックどころか、車の両輪などと言って、議員と市幹部が酒を酌みかわし、行政と 議会のなれ合いさえ助長しかねないのであります。今必要なことは議員提出議案第3号の討論で も指摘しましたように、市議会議員が政治倫理基準をはるかに超えた議員活動の水準で、有権者 の前に襟を正して、議会活動を行うことではないでしょうか。日本共産党は、第1に、暮らしを 応援する。第2に、無駄遣いをしっかりチェックする。第3に、清潔で透明な市政運営を求める。 この3つの視点から住民の皆さんと力を合わせて頑張る。このことを繰り返し訴えてまいりまし た。今回、定数削減議案に対しては、市民の意見を広く聞く機会を確保するために、一定の期間 が必要であるため、議案提出者には一旦撤回を求めるものであります。以上で、私の討論を終わ ります。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

「議員提出議案第3号」に反対という立場で討論させていただきます。

道祖議員の提案ということで、議員定数削減の一石投じられたことには深く感銘いたしますし、 議論を尽くすことはいいことだと思いますが、先ほども質疑の中で申しましたとおり、審議時間 が欲しかったということです。突然出されて踏み絵のごとく、その日に採決に対して反対させて いただきます。削減反対ありきではありませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。7番 金子加代議員。

○7番(金子加代)

私も反対の立場で討論させていただきます。私はまだ、この議会に入って2カ月です。そこで28人が多いのかさえわからないし、24人が妥当なのかもわかりません。それで、私も小幡議員が言ったように、反対の立場ではありません。24人がいいかもしれないとも思います。私もいろんな市民と話し合ってきた中で、人数が適当なのか、多すぎるのではないかという話も聞きました。なので私は、今ははっきり答えられないから、私は今回は反対の立場とさせていただきますし、また先ほど何人かの方から女性議員が少ないので応援したいというように私は聞こえました。大変ありがたいなと思っております。いろんな立場の方、女性とは限らず、いろんな立場の方がこの議会にいることが何より大切だと思います。それが24人なのか、28人なのか、今の私には判断がつきませんので、今回は反対の立場とさせていただきます。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第3号 飯塚市議会の議員の定数を 定める条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願 います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、<u>「議員提出議案第5号」及び「議員提出議案第6号」、以上2件</u>を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。18番 吉田健一議員。

○18番(吉田健一)

「議員提出議案第5号」及び「議員提出議案第6号」の以上2件について、提案理由の説明をいたします。本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。新たな過疎対策法の制定に関する意見書案は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣宛てに、地方財政の充実強化を求める意見書案は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣の経済財政政策担当及び内閣府特命担当大臣の地方創生・規制改革担当宛てにそれぞれ提出をしたいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(上野伸五)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第5号 新たな過疎対策法の制定に 関する意見書の提出」及び「議員提出議案第6号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出」、 以上2件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。 暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長(上野伸五)

本会議を再開いたします。

「報告第12号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う 和解)」の報告を求めます。高齢介護課長。

○高齢介護課長(小西由孝)

「報告第12号 専決処分の報告」についてご報告いたします。

議案書の92ページをお願いいたします。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

本件事故につきましては、平成31年4月18日、午後0時55分ごろ、高齢介護課職員が、 飯塚市枝国地内において公用車の運転中、Uターンしようとした際に、アクセルとブレーキを踏 み誤り、民家ブロック塀に衝突し、ブロック塀及び公用車のフロントバンパー部分等を損傷させ たものでございます。なお、人的な傷害はございません。本件事故に係る市の過失割合につきましては 100%であり、市が相手方に損害賠償額 13万5 千円を支払うことで、令和元年 6 月 6 日に示談が成立しております。

今回の事故の原因につきましては、訪問先へと急ぐあまりに、慌てて注意力を欠き、安全確認 が十分にできていなかったことでございます。

職員の交通事故防止につきましては、朝礼や講習等の際など、機会あるごとに、安全運転についての注意喚起を行ってまいりましたが、今後とも引き続き、当該職員はもとより、他の職員に対しましても、交通事故防止、安全運転の励行についての指導を徹底し、事故の再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第13号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う 和解)」の報告を求めます。生活支援課長。

○生活支援課長 (渡部淳二)

「報告第13号」につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、「交通事故に 係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきまして専決処分をいたしましたので、 同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の94ページをお願いいたします。本件事故は、平成31年1月8日、水曜日、午後1時35分ごろ、飯塚市横田地内、市道大日寺・吉原町線において、右折待ちの一般車両が中央線寄りに停車していたため、後続の生活支援課職員運転の公用車が、その後方に一旦停車しました。しかし、その左側に進行できるスペースがあったことから、左側に向け車両を発進させたところ、その左側前方へ、後方より相手方車両が進入してきたために接触、双方の車両が損傷したものでございます。なお、この事故におきまして、市側、相手方、ともに人身傷害はございませんでした。

この事故によります市の過失割合は90%であり、損傷した相手方車両の損害賠償額は9万6520円となっております。

今回の事故原因は、公用車発進の際に、進行方向はもとより、周囲への安全確認が不十分であったことが大きな要因でございます。

今後、このような事故を起こさないためにも、最大限の安全管理意識を持って公務に当たることを指示し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第14号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに 伴う和解)」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長(林 泰記)

「報告第14号」の専決処分についてご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、「車両損傷事故に係る 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について専決処分をいたしましたので、同条第 2項の規定により報告を行うものでございます。 議案書の96ページをお願いいたします。本件事故は、平成31年4月9日、火曜日、午前8時30分ごろ、幸袋地内において、市道宝田・天神線を通過する車両がアスファルト片をはね上げ、隣接する相手方の敷地に駐車中の車両ボンネットを損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は5万4648円となっております。

道路の点検補修につきましては、広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第15号 専決処分の報告(人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(福田憲一)

「報告第15号 専決処分の報告(人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解) | についてご報告いたします。

議案書の98ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本件事故は、平成30年10月29日、月曜日、午後5時ごろ、飯塚市立小中一貫校飯塚鎮西校内屋内運動場大アリーナにて地域ジュニアバレーボールクラブに参加した男児が、合図とともにダッシュをする練習を行うため、うつ伏せ状態で待機していたところ、そこに、木製の引き戸戸板が男児に倒れかかり、負傷させたものでございます。なお、男児は、事故当日、病院で検査を行った結果、異常がありませんでしたので、翌々日から登校をしております。

この事故による損害賠償につきましては、市の過失割合は100%、損害賠償額3万3070円で示談が成立したことにより、相手方に損害賠償額を支払うものでございます。

今回の事故は、上下の枠から外れていた引き戸戸板が、突然倒れてきたことにより発生したことから、施設の安全点検を十分に行わなかったことが原因でございます。

今後このような事故が起こらないよう、学校施設・設備等の安全点検を実施するとともに、全 小中学校に対して注意喚起を行い、安全確保の徹底に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

総務委員会に交通事故でも報告がかなりなされまして、要望として上がったんだけど、昨年までが39件事故があったと。今年度も交通事故、かなり起こっていますが、そのたびに市の職員が現場検証等で時間を取られるんではないかと。市の職員のほうがやっぱ不利になりやすいというところから、将来にかけて公用車は300台あるということで、ドライブレコーダーとか、バックモニター等を、装備した車に変えていくという話があったんですね。ですからそちらのほうに強く要望はしているんですけれども。今回の事故ですが、小中一貫校もきれいになりましたし、体育館とかいろんな公共施設のこういった運動する場所に防犯カメラとかそういうのは設置されているんでしょうか。

○議長(上野伸五)

教育総務課長。

- ○教育総務課長(福田憲一) 現時点ではされておりません。
- ○議長(上野伸五)

13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

プライベートなところは撮影できないと思うんですけれども、今後そういうところも検討されるように要望しておきます。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第16号 継続費繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市一般会計)」、「報告第17号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市一般会計)」、「報告第18号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計)」及び「報告第19号 事故繰越計算書の報告(平成30年度飯塚市一般会計)」、以上4件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長(落合幸司)

「報告第16号」から「報告第19号」についてご報告いたします。

議案書の101ページをお願いいたします。「報告第16号」の「継続費繰越計算書の報告」 につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告を行うものでございま す。

内容につきましては、次の102ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。

一般会計におきまして、2款、総務費、1項、総務管理費、立岩交流センター整備事業費から、 8款、土木費、1項、土木管理費、大規模建築物耐震改修促進事業費補助金までの3件につきま しては、令和元年度に逓次繰越したものでございます。

次に、議案書の103ページをお願いいたします。「報告第17号」の「繰越明許費繰越計算書の報告」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の104ページの繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。

一般会計におきまして、3款、民生費、1項、社会福祉費、地域密着型施設等整備補助金から13款、災害復旧費、4項、その他の公共及び公用施設災害復旧費、各所災害復旧工事までの22件の事業につきましては、主に国の補正予算活用に伴う前倒し事業であること、着手時期と事業に必要な期間の関係などにより年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で19億5097万757円を令和元年度へ繰り越ししたものでございます。

次に、議案書の106ページをお願いいたします。「報告第18号」の「繰越明許費繰越計算書の報告」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の107ページの繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。

地方卸売市場事業特別会計におきまして、1款、地方卸売市場費、2項、施設整備費、調査測量設計委託料につきましては、着手時期と事業に必要な期間の関係などにより年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、5894万1960円を令和元年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書の108ページをお願いいたします。「報告第19号」の「事故繰越計算書の報告」につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告を行うものでござ

います。

内容につきましては、次の109ページの事故繰越計算書によりご説明いたします。

一般会計におきまして、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、各所道路敷購入費につきましては、売買契約及び登記に不測の時間を要しまして、合計で45万1010円を令和元年度に事故繰越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件4件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

<u>「報告第20号 平成30年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」</u>の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長(安藤孝市)

「報告第20号 平成30年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」について報告いたします。

議案書の110ページをお願いいたします。本件は、平成30年度の下水道事業会計予算に計上しておりました建設改良費の一部を令和元年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、111ページの繰越計算書によりご説明いたします。これは、国の補正 予算を活用した事業でございまして、年度内の事業完了が困難なため、3億3177万円を令和 元年度に繰り越したものでございます。

以上で、予算繰越についての報告を終わります。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第21号 平成30年度飯塚市土地開発公社の決算」及び「報告第22号 令和元年度 飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

「報告第21号」及び「報告第22号」は、関連がありますので、一括してご報告いたします。本件2件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

まず最初に、議案書の112ページをお願いいたします。「報告第21号 平成30年度飯塚市土地開発公社の決算」について、ご説明いたします。別冊になっております「平成30年度飯塚市土地開発公社の決算書」の1ページをお願いいたします。

平成30年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数1件、面積489平方メートル、事業費2717万7千円でありましたが、平成30年度における買収事業はなく、実行できなかった事業計画につきましては、翌年度以降へ繰り越しの予定でございます。

3ページをお願いいたします。事業の説明でございます。ただいま説明しました事業の実施状況を、事業ごとに記載したものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。平成30年度収入支出報告書でございます。収益的収入及び支出ですが、収入決算額989万1997円、支出決算額989万1997円となっております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、支出決算額519万4100円となっております。

6ページをお願いいたします。平成30年度の損益計算書でございます。ページの一番下に記載しております、平成30年度の当期純利益はゼロ円となっております。

7ページをお願いいたします。平成30年度の貸借対照表でございます。ページ下段、前期繰越準備金、当期純利益並びに平成30年度の準備金はゼロ円となっております。

次の8ページから12ページまでに、キャッシュフロー計算書、財産目録及び附属明細表をつけております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の113ページをお願いいたします。「報告第22号 令和元年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」をご説明いたします。

114ページをお願いいたします。土地開発公社の事業計画でございます。特別分の継続事業が1件、面積で489平方メートル、土地購入費2627万2千円と補償費90万5千円で合計2717万7千円を事業費といたしまして、計上しておりますが、今年度での事業計画はございません。

次の115ページから117ページに、令和元年度の予算、予算実施計画、事業資金の借入についてを添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「報告第21号」、「報告第22号」の報告を終わります。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

「報告第21号」、土地開発公社の決算について、別冊の決算書が配付されています。その決算書中12ページ、(3)で借入金明細表があります。そのうち長期借入明細表のうち、2段目の目尾地域開発事業敷、支払利息分というのがあります。これについて説明をお願いいたします。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章) 基金から借入された金額となっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)もう終わりですか。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

申しわけございません。利息が期首残金として積み上げた分も基金から支払利息分として支払った金額となっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

じゃあ1つずつ聞きましょう。ネットで市民も見ることができるし、会議録で土地開発公社のことについて、市民が調べたいというときは、見るわけですよね。だから、議員28人に説明するというのもあるんだけど、市民をやっぱり意識して答弁していただくとわかりやすいかなと。

それで、目尾地域開発事業敷と書いていて、括弧して支払利息分と書いているでしょう。これ はどういう意味ですか。

○議長(上野伸五)

都市建設部次長。

○都市建設部次長(中村洋一)

そちらのほうの目尾地域振興開発事業敷、支払利息分につきましては、もともと目尾地域開発 事業敷で購入費として充てておりました上の12億8800万円強のお金を、もともと市中銀行 から借りて購入しております。その際に、支払利息が生じますので、その利息については、土地 開発公社基金から借り入れまして、その利息を支払っていた。その分の累積の利息が1億 7680万5670円となっております。現在、この12億8800万円強の元金につきまして は、基金のほうから借りかえまして、全てが土地開発基金での借入額となっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そうすると、ここは利子に利子がついているということになるんですか。

○議長(上野伸五)

都市建設部次長。

○都市建設部次長(中村洋一)

現在、基金に対する利息は、その2つに対して利息がかかっているということになります。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

利息ですよね。その利息に利息がかかってきて、これ解決はできないんですか。

○議長(上野伸五)

都市建設部次長。

○都市建設部次長(中村洋一)

こういった利息に利息がつくと、あるいは元金に対する利息というふうなところが、土地開発基金の借り入れではございますが、利息がふえているという状況でございますので、現在、土地開発公社の解散に向けて、その清算を検討をさせていただいてるところでございます。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

解散の話はまたすぐ後で聞きますけど、それでこの目尾地域開発事業敷が活用されないで来ているということなんだけど、いつ手に入れて、今日までどれぐらいの期間経過しているのかお尋ねします。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

目尾地域開発事業敷の収得年月日は平成7年12月18日でございます。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

元の持ち主はどなたですか。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

申しわけございません。今手元のほうにちょっと資料がございません。申しわけございません。 古河機械金属株式会社となっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それが全てですか。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

手元の資料で面積を今比較しましたところ、古河機械金属株式会社の地積と合致しております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

だから私の質問は、ほかにありませんかと聞いているわけでしょう。ほかにないという答弁なんですか、それは。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

手元にある資料では、ほかにはございません。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

森友・加計学園のときに、記憶にある限りでは覚えてないとかいうセリフがあったでしょう。 それで、どうしてこのように土地が活用されないで、今日まで来ているんですか。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

この事業につきましては、まだ総合政策課のほうから買い戻しの依頼が来ておりませんので、このような状態になってると考えられます。

○議長(上野伸五)

暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時11分 再開

○議長(上野伸五)

本会議を再開いたします。土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

今後の事業計画が具体的になりましてからの買い戻しとなります。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ここは体育館をつくるという話がなかったんですか。

○議長(上野伸五)

市民協働部長。

○市民協働部長(久家勝行)

新体育館の建設を検討する中で、目尾地域振興基本計画の地域内は、候補地の1つとして検討されております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ここが採用されなかった理由はどういうことですか。

○議長(上野伸五)

川上議員、報告事項に対する質疑でお願いします。土地開発公社以外の質疑に膨らんでいるように思いますので。(発言する者あり)8番 川上直喜議員、改めてお願いします。

○8番 (川上直喜)

土地を売っていないから。飯塚市が検討したんでしょう。でも土地開発公社が売ってくれと言われないから、売らないで持っていて12億円もたまっているわけでしょう。だから、なぜ実現できなかったのか、理由があるでしょう。それを聞きたいわけ。報告から離れていますかね。

○議長(上野伸五)

十木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

あくまでも事業課からの依頼がありましてからの動きとなりますので、こういう形になっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

清掃工場、百七、八十億円でつくるということとセットで、147億円くらいの事業計画つくったんでしょう、健康の森公園整備計画を。それが旧飯塚市時代に破綻して、見直して、新市になってまた見直して、土地を本当にどうするのかと、元の炭鉱資本及び大地主から購入した土地を。22年たっているんでしょう。そうしたら、何か一言ぐらい反省とかないのかなと市民は思うよね。利息に利息をつけられて、市民の税金の固まりで払っているわけでしょう。報告するんだったら、反省とか謝罪とか市民に対して言う言葉がないのかと。その辺をどう考えているんですか。

○議長(上野伸五)

十木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

土地開発公社の立場としましては、先行取得の依頼がありまして、現在用地を保有しているというところでございます。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

土地開発公社はなぜ先行取得するかというと、土地が値上がりするときでしょう。それから、押さえとかないと、すぐやる事業ができなくなる危険性がある場合でしょう。いつ終わるかわからんような土地を抱えるのが土地開発公社じゃないでしょう。22年間の間に市民の税金の塊が、古河の炭鉱資本と大地主と、それから利息払いということで、市中の金融機関のどこですか。福岡銀行ですか。市民の税金が回っただけのことになっているんじゃないんですか。土地開発公社としてはどういう考え方か、さっきから聞いているんですよ。謝罪とかないのかと。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

土地開発公社の立場としましては、事業課より早期に買い戻しをしていただくことしかございません。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そのチャンスが昨年あったわけですよ。土地開発公社としては、飯塚市長になぜここにつくるんだったら持ってきて土地を買ってくれなかったんですかと言って、泣きついてもいいでしょう。だから、14ページに監査意見書があるでしょう。この中で(3)損益計算書についてとあるじゃないですか。ちょっと関連があるからこれについてちょっと報告してください。説明してください。

○議長(上野伸五)

土木建設課長。

○十木建設課長(中村 章)

事業の総利益4万7594円の内訳につきましては、九州電力の電柱と利息分の収入となって おります。

○議長(上野伸五)

暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長(上野伸五)

本会議を再開いたします。都市建設部次長。

○都市建設部次長(中村洋一)

損益計算書につきましては、平成30年度におきまして、事業総利益といたしましては、占用料、そういった形の4万7594円でございます。あと、販売費及び一般管理費が989万1997円となっておりますが、これにつきましては、人件費、そのほか費用が含まれたものでございます。その後、補助金等事業外収益がございますが、これにつきましては、運営費が赤字となりますので、それを安定した運営を行うための市からの補助金、それを充当いたしまして、最終的な経常利益としてはゼロ円というふうなことになっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

赤字が出ているので市が穴を埋めましたということを言っているわけですけど、984万円、 販売費及び一般管理費というのがよくわからないんですよ。もうちょっと勉強すればいいという 答弁は困りますので、ちょっとわかりやすく言ってくれます。

○議長(上野伸五)

暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長(上野伸五)

本会議を再開いたします。都市建設部次長。

○都市建設部次長(中村洋一)

失礼いたしました。販売費及び一般管理費でございますけれども、こちらのほうは土地開発公 社の人件費、そして庁舎内の使用料、そして需用費といたしまして図書費、そういったものが含 まれております。あと租税公課、そういったものを含めた金額となっております。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

何もしていないということがよくわかったんだけど、そうでしょう、それで、いくら身内とはいえ、この2人はいくら身内とはいえ、監事じゃないですか。監査委員の意見書でしょう。監査委員の意見書について私が聞いてこれだけの時間が答弁にかかるというのは、あなた方が土地開発公社として、もう仕事がもう本当にできていないということだと思うんですよ。

それで、先ほど都市建設部次長が解散の協議に入っているということだったので、その辺の事情、ちょっと重ねてお尋ねします。

○議長(上野伸五)

都市建設部次長。

○都市建設部次長(中村洋一)

土地開発公社の今後のあり方というふうなところで先ほど言いました利息、そういったものの問題、そして公社としての役割も段々薄れてきてるというふうなこともございます。そういった中で解散も視野に現在、検討を行っている状態でございます。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

私は平成16年からもう解散を提案しているんですよ。その間ずっと先ほど言ったところに、 市民の税金の塊を処理しないから、垂れ流しし続けているんですよ。片峯市長、もう区切りを早 急につけなきゃならないと思います。

それで最後に、この目尾関係について、土地を第三者に今貸し出ししていますか。

○議長(上野伸五)

都市建設部次長。

○都市建設部次長(中村洋一)

現在、目尾地域振興基本計画のほうで進入路として一部使用許可を出しているところがございます。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それはいつからどういう理由で、どのくらいの面積を貸しているのかわかりますか。

○議長(上野伸五)

暫時休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長(上野伸五)

本会議を再開いたします。土木建設課長。

○土木建設課長(中村 章)

申しわけございません。その分についての資料が現在手元のほうにございません。

○議長(上野伸五)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長は理事長ではないと思うけど、土地の管理もできていないということがよくわかったでしょう。

きょう報告をするという行為は、法律に基づく行為なんですよ。議会に対する単なるサービスで、おまけで報告しているわけじゃないんですよ。法に基づく行為で報告しているわけでしょう。それで、先ほど監事が意見を述べたことについて聞いて答えられない、すぐには。土地の使用を認めておるのに、相手がわかっているんでしょうね、今言ったことについて答えられないと。そのまま占領されたらどうするんですか。全然教訓が生かされていないというか、教訓を持っていないということなんでしょうけど。早くこういった土地開発公社は解散して、市の機構の中でしかるべく管理するように提案して、質問を終わります。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第23号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」及び「報告第24号 令和元年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。文化課長。

○文化課長(坂口信治)

「報告第23号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」及び「報告第24号 令和元年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の118ページをお願いいたします。「報告第23号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」についてご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。別冊となっております「平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団決算書」により報告をさせていただきます。

決算書の1ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理業務と、受託事業としてコミュニティセンター他2施設の管理業務、中央公民館等支援業務に取り組んでおります

飯塚市文化会館指定管理業務は、文化会館管理・運営業務と芸術文化振興事業の実施が主なものとなっており、2ページ、3ページにその概要を記載しております。

3ページ、自主文化事業につきましては、観賞事業、参加育成事業、出前講座事業、支援事業、 その他、文化芸術の情報提供及び発信事業の5事業を実施しております。

8ページから10ページに平成30年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、10ページから11ページにかけて、受託事業に係る事業概要、施設の利用状況等を記載しております。

12ページをお願いいたします。平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益計2億5695万4352円から、13ページ、経常費用計2億5735万7712円を差し引いた当期経常増減額はマイナス40万3360円となり、これに一般正味財産期首残高、指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億1569万1671円となっております。14ページ、15ページに正味財産増減計算書内訳書、16ページに貸借対照表、17ページに財産目録、18ページには事業団の監査報告書を掲載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算については、以上でございます。

続きまして、「報告第24号 令和元年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画

及び予算」についてご説明いたします。

議案書の119ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目的としております。

議案書120ページをお願いいたします。令和元年度事業計画の概要、予算額を記載しております。事業計画の概要の説明については、省略をさせていただきます。

124ページをお願いいたします。令和元年度当初予算額は、経常収益計2億6740万2千円に対し、125ページ、経常費用計2億6602万5千円でございます。

当期一般正味財産増減額は137万7千円となり、一般正味財産期末残高は、1797万8031円、これに指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億1797万8031円でございます。

収入の主なものは、文化会館指定管理料、施設利用料金収入及び受託収入であります。支出の 主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでござい ます。

126ページから127ページに収支予算書内訳表を記載しておりますが、内容の説明については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「報告第23号」及び「報告第24号」の報告を終わらせていただきます。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番(小幡俊之)

決算でちょっと1点お尋ねしますが、コミュニティセンター、ある団体が展示室をお使いしたいということで申し込んだんだけど、プロジェクターなんか使うときにカーテンするじゃないですか。カーテンがボロボロで光が入ってくる。机等を並べようとして収納の扉をあけたら、扉ごと壊れたと。そういう状態で使用料は取るんですよね。ここの決算で、修繕費400万円ぐらい計上されて使われていますけど、コミュニティセンターに限って言えば、誰が保守点検もしくは修繕、どういう機構がちゃんとチェックして、確認して、予算化して、修繕しているのか、そういった流れわかります。(発言する者あり)ごめんなさい。コミュニティセンターは入っていないの。コスモスコモンだけ。コスモスコモンとは関係ありませんけれども、もし関連で、そういった公共施設の修繕費、どういった管理をなさっているか、もしわかれば答えてください。わからなければ後で個人的に教えてもらっても結構です。

○議長(上野伸五)

文化課長。

○文化課長(坂口信治)

コミュニティセンターにつきましては、文化課のほうで把握しておりませんので、後ほど調べましてご報告させていただきます。

○議長(上野伸五)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第25号 平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」、「報告第26号 令和 元年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、「報告第27号 平成30年度一般 財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算」及び「報告第28号 令和元年度一般財団法人筑豊勤労者 福祉協会の事業計画及び予算」、以上4件の報告を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長 (大庭敏一)

「報告第25号」、「報告第26号」、「報告第27号」及び「報告第28号」についてご報告いたします。本件4件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の128ページをお願いいたします。まず、「報告第25号 平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」について、ご説明いたします。

別冊となっております一般財団法人サンビレッジ茜の「平成30年度事業報告及び決算書」の1ページ、公益事業報告をお願いいたします。公益事業につきましては、実施事業の概要につきまして、1ページから4ページにかけて記載しておりますとおり、人工芝スキー場や茜ドームなどのスポーツ施設やロッジ・キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、青少年の健全育成や野外活動の振興、各種学習及び研修活動、スキー大会及びスキー教室の開催、スポーツ団体及び学校等との交流、地域と連携したイベントの開催などの交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的として実施しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成30年度の公益事業の収支決算につきましては、5ページから8ページに収支決算書を添付しております。6ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は、西日本豪雨被害による休館等の影響を含み7275万2493円となり、支出の決算額は、7ページの下段に記載しておりますとおり8207万9971円となっておりまして、単年度収支としましては932万7478円の赤字となっております。

8ページ、前期繰越収支差額がマイナス224万8337円となっておりますので、次期繰越収支差額は1157万5815円の赤字となっております。

以下、9ページから14ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。

15ページをお願いいたします。収益事業につきましては、公益事業の目的達成のため「食」の提供等を通じて、公益事業を補完する事業でありまして、事業の内容としましては、レストランの運営及び地域施設の特性を活かしたメニュー開発と顧客の確保に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、16ページから17ページに収支決算書を添付しております。16ページの中段やや下に記載しておりますとおり、収入の決算額は1454万25円、支出の決算額は、17ページの上段に記載しておりますとおり1557万9053円となっておりまして、単年度収支につきましては103万9028円の赤字となっております。

前期繰越収支差額が6万8381円となっておりますので、次期繰越収支差額は97万647円の赤字となっております。

以下、18ページから21ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録 及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書129ページをお願いいたします。「報告第26号 令和元年度一般財団 法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

議案書130ページをお願いいたします。「令和元年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画」につきましては、132ページから134ページにかけまして、事業の基本方針及び内容7項目について記載しております。各種団体や地域との連携を図りながら、自主事業の実施、施設の整備、情報の提供、営業活動、関連施設と連携した事業、地域との連携を柱に、施設・設備を有効に活用し、総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き取り組むこととしております。

公益事業の予算につきましては、135ページに記載しておりますとおり、収入、支出とも同

額の8590万5千円を予定しております。

内容につきましては、以下、136ページから139ページに記載しておりますとおりでございます。

続きまして140ページをお願いいたします。次に、収益事業計画といたしましては、1及び2に記載しておりますとおり、公益事業の目的のため、「食」の提供等を通じて、公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。

予算につきましては、141ページに記載しておりますとおり、収入、支出とも同額の 1737万6千円を予定しております。

詳細内容につきましては、以下、142ページから143ページに記載しておりますとおりで ございます。

以上で「報告第25号」及び「報告第26号」について、報告を終わります。

続きまして、「報告第27号 平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算」について、ご説明いたします。

議案書の144ページ及び別冊となっております一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の「平成30年度事業報告及び決算報告」の1ページ、平成30年度事業報告をお願いいたします。

実施事業の概要につきまして、1ページから5ページにかけて記載しておりますとおり、客室、会議研修室、テニスコートの貸与やレストラン及び入浴施設を運営することにより、青少年の健全な育成と公共の福祉の増進及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技別強化拠点施設として、スポーツ庁から指定を受け、車いす競技のトップアスリートが強化合宿を実施するなど、車いすテニスの普及啓発にも寄与することを目的としております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成30年度の収支決算につきましては、8ページから13ページに正味財産増減計算書を添付しております。8ページの中段に記載しておりますとおり、収入の決算額は、指定管理料による増額はあったものの、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業による新館閉館による施設利用者の減少等の影響を含み、1億6444万3005円となっており、支出の決算額は9ページの下段に記載しておりますとおり、1億6918万3508円となっておりまして、単年度収支としまして474万0503円の赤字となっております。

また、正味財産期末残高は、10ページの下段に記載しておりますとおり170万8125円の赤字となっております。

その他、6ページから7ページ及び14ページから18ページにかけまして、貸借対照表、財務諸表による注記、附属明細書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の145ページをお願いいたします。「報告第28号 令和元年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

議案書146ページをお願いいたします。令和元年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業 計画につきましては、筑豊ハイツ再整備事業のため、宴会、宿泊等の営業は10月末をもって終 了いたしますが、それまでの間は引き続き、当施設をご利用していただくお客様へのサービス向 上、おもてなしの充実に努めてまいります。

また、148ページから150ページにかけましては、事業の基本方針及び重点項目について記載いたしており、1年後に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技別強化拠点施設として、日本車いすテニス協会と連携を図りながら、施設の有効利用を図ってまいります。

利用客の方々には安全で満足していただける施設を提供するために、建物及び機器類の適正管理を行い、常に安全で清掃の行き届いた良好な環境の提供に努めてまいります。

その他、インターネットのホームページを利用した施設の紹介や新聞の掲載、宴会チラシの新聞折り込みとともに、地域の企業や公共施設等への営業活動の強化を図り、最後まで多くの方に

利用していただけるよう努めてまいります。

事業の予算につきましては、151ページから152ページに記載しております。

収入の予算額は、151ページの中段に経常収益計として記載しています 9887 万5千円、支出の予算額は、152ページ下段に経常費用計として記載しております 160488 万2千円を予定しており、差し引き 600 万7千円の赤字を見込んでいます。

また、正味財産期末残高についても、6万5千円を見込んでおります。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「報告第25号」、「報告第26号」、「報告第27号」及び 「報告第28号」についての報告を終わります。

○議長(上野伸五)

会議時間を午後5時まで延長いたします。

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件4件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。4番 奥山亮一議員。27番 道祖 満議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、 令和元年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時58分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上	野	伸	五	15番	田	中	裕	
2番	坂	平	末	雄	16番	吉	松	信	之
3番	光	根	正	宣	17番	福	永	隆	_
4番	奥	山	亮	→	18番	吉	田	健	_
5番	土	居	幸	則	19番	田	中	博	文
6番	兼	本	芳	雄	20番	鯉	Ш	信	$\vec{-}$
7番	金	子	加	代	21番	城	丸	秀	髙
8番	Щ	上	直	喜	22番	松	延	隆	俊
9番	永	末	雄	大	23番	瀬	戸		光
10番	深	町	善	文	24番	平	山		悟
11番	田	中	武	春	25番	古	本	俊	克
12番	江	П		徹	26番	佐	藤	清	和
13番	小	幡	俊	之	27番	道	祖		満
14番	守	光	博	正	28番	秀	村	長	利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 村上 光 議事調査係長 岩 熊 一 昌

議事総務係長 太田智 広 書 記 伊 藤 拓 也

書 記 安 藤 良 書 記 今 住 武 史

合

部

村

田

П

幸

敏

由

淳

泰

憲

信

孝 市

司

孝

記

章

治

◎ 説明のため出席した者

企業局長

公営競技事業所長

福祉部次長

原

田

亮

石 松 美 久

浅川

隆

片峯 市 長 誠 都市建設部次長 中村洋一 財 政 課 長 副 市 長 梶 原 善 充 落 教 育 長 西 大 輔 商工観光課長 大 庭 企業管理者 愼 高齢介護課長 小 西 田 石 生活支援課長 総務部長 久 世 賢 治 渡 行政経営部長 藤 中 道 男 土木管理課長 林 都市施設整備推進室長 山本 雅 之 土木建設課長 中 市民協働部長 久 家 勝 行 教育総務課長 福 市民環境部長 畄 秀 文 化 課 長 永 作 坂 藤 企業管理課長 経 済 部 長 諸 幸 充 安 藤 福祉部長 實 藤 和 也 都市建設部長 堀 勝 美 江 教育部長 久 原美 保